

令和5年事業年度

J A 甘 楽 富 岡 の 経 営 概 況

発 行 令 和 6 年 6 月



甘 楽 富 岡 農 業 協 同 組 合

〒 370-2396

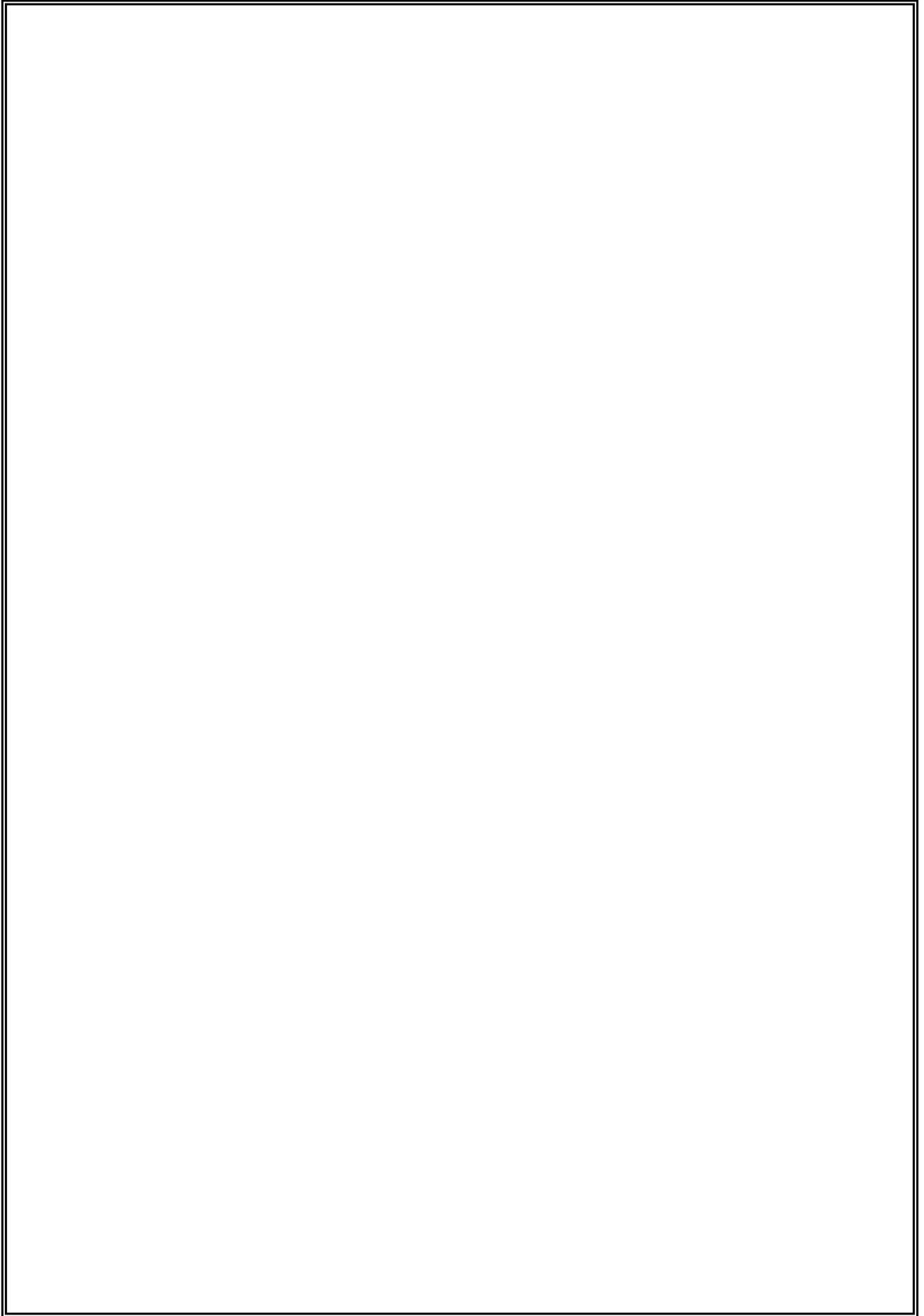
群馬県富岡市富岡2638番地1

TEL 0274-62-0001

FAX 0274-60-1554

この「JA甘楽富岡の経営概況」は農業協同組合法第54条の3第1項（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

千円・万円・百万円未満の端数は、切り捨てて表示しています。このため、各欄の合計又は計は必ずしも一致しません。なお、千円・万円・百万円未満の科目については「0」で、期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。



目 次

ごあいさつ	…	1
1. 経営理念	…	2
2. 経営方針	…	2
3. 経営管理体制	…	2
4. 事業の概況（令和5事業年度）	…	3
5. 農業振興活動	…	4
6. 地域貢献活動	…	4
7. リスク管理方針	…	5
8. コンプライアンス（法令遵守）の体制	…	10
9. ADR制度への対応		
① 苦情処理措置の概要（信用事業）	…	12
② 苦情処理措置の概要（共済事業）	…	16
10. 個人情報保護方針	…	19
11. 情報セキュリティ基本方針	…	20
12. 利益相反管理方針	…	20
13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針	…	22
14. JAバンク利用者保護等管理方針	…	23
15. 金融円滑化にかかる基本的方針	…	23
16. 自己資本の状況	…	24
17. 主な事業の内容	…	25
【経営資料】		
I 決算の状況		
1. 貸借対照表	…	35
2. 損益計算書	…	37
3. 注記表	…	39
4. 剰余金処分計算書	…	55
5. 部門別損益計算書	…	56
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	…	57
7. 会計監査人の監査	…	58
II 損益の状況		
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	…	59
2. 利益総括表	…	59
3. 資金運用収支の内訳	…	60
4. 受取・支払利息の増減額	…	60
III 事業の概況		
1. 信用事業		
(1) 貯金に関する指標		
① 科目別貯金平均残高	…	61
② 定期貯金残高	…	61
(2) 貸出金等に関する指標		
① 科目別貸出金平均残高	…	61
② 貸出金の金利条件別内訳残高	…	61
③ 貸出金の担保別内訳残高	…	62
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	…	62
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	…	62
⑥ 貸出金の業種別残高	…	63
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	…	63
⑧ 農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全残高	…	65
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	…	66
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	…	66
⑪ 貸出金償却の額	…	66
(3) 内国為替取扱実績	…	66

(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	… 67
② 商品有価証券種類別平均残高	… 67
③ 有価証券残存期間別残高	… 67
(5) 有価証券の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	… 68
② 金銭の信託の時価情報等	… 68
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	… 68
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	… 69
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	… 69
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	… 69
(4) 年金共済の年金保有高	… 70
(5) 短期共済新契約高	… 70
3. 農業・生活その他事業取扱実績	
(1) 購買事業取扱実績	… 71
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	… 71
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	… 71
(4) 加工事業取扱実績	… 71
(5) 利用事業取扱実績	… 72
(6) 宅地等供給事業取扱実績	… 72
(7) 福祉事業取扱実績	… 72
(8) 介護事業取扱実績	… 72
(9) 指導事業収支内訳	… 72
IV 経営諸指標	
1. 利益率	… 73
2. 貯貸率・貯証率	… 73
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	… 74
2. 自己資本の充実度に関する事項	… 76
3. 信用リスクに関する事項	… 77
4. 信用リスク削減手法に関する事項	… 80
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	… 80
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	… 80
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	… 81
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	… 81
9. 金利リスクに関する事項	… 82
【JAの概要】	
1. 組織機構図	… 84
2. 役員一覧	… 85
3. 会計監査人の名称	… 86
4. 組合員数	… 86
5. 組合員組織	… 86
6. 特定信用事業代理業者の状況	… 87
7. 地区一覧	… 87
8. 店舗一覧	… 87
9. 沿革・歩み	… 88

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

令和5年度においては全国的な異常気象、また能登半島地震といった自然災害が猛威を振るいました。また、ロシア・ウクライナ侵攻に端を発した原材料価格高騰は、依然として農業経営を大きく圧迫しております。

当JAでは、前年度に引き続き高騰対策支援に積極的に取り組んでまいりました。令和5年度は地域農業振興強化積立金を取り崩し、僅かではありますが支援の一部とさせていただきます。本年度においても役職員ともに積極的な高騰対策支援に取り組んでまいります。

令和5年度は第10次中期3カ年経営計画の2年目として経営基盤強化に着実に取り組んでまいりました。その結果、組合員皆さまのご支援ご協力のもと、令和5年度当期剰余金は2億12百万円と計画を大きく上回る結果となりました。

また、現在甘楽支所と甘楽営農センターを老朽化のため新築工事を行っており、本年9月頃には新支所・新営農センターとしてスタートする予定であります。

今後におきましても引き続きJA自己改革の基本理念である「農業者所得の増大」「農業生産拡大」「地域の活性化」を基本目標として、持続可能な農業・地域共生の未来づくりにむけて、組合員・利用者の皆さまと役職員一丸となり取り組んでまいります。

西部地区の合併研究は、これまでの5JAによる協議から近隣JAであるJA碓氷安中との研究へ体制が変更になりました。一方でJAを取り巻く経営環境は益々厳しくなっていることを踏まえ、これまでの歩みを止めることなく広域合併がもたらす効果、JAの役割発揮について、更に研究を進めていく所存です。

最後に組合員の皆さまには日頃からJA事業に対してのご理解とご協力に深く感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

1. 経営理念

JA甘楽富岡は、 農・人・自然が高度に調和した地域づくりのため、 組合員・利用者・地域住民から

(解説)

生産者と消費者、供給者と需要者は、これまで互いに利害が対立するものと考えられてきました。それゆえ、生産者協同組合も消費者協同組合も、それぞれの立場から自己目的実現のための努力（自己最適化）を続けてきた歴史があります。しかし、自己最適化を追求した結果はどうなったでしょう。

人は自然との調和を失い、人は自然を破壊し、人は人と対立することになりました。他を省みない自己最適化はやがて行き詰まる。現在はこうした反省に立って立場の異なる者同士がより良い共存を目指そうとしています。

私たちはこうした考えをさらに発展させ、生産者も消費者も相互の立場・利害を超えて真に理解し貢献し合うこと、さらには農・人・自然が高度に調和することによって、これまで得られなかった農と食を基軸にした心のふれあいと地球環境を重視した事業展開や立場の異なるもの同士が対話によって相互理解を深め、住民参画型施策を積極的に展開し、組合員・利用者・地域住民から第一に選ばれるJAを目指します。

2. 経営方針

私どもJA甘楽富岡は、経営の基本に「一人は万人のために・万人は一人のために」(Each for All for Each) という相互扶助の協同組合精神を掲げております。「協同」とは心と力を合わせ、ひとつの目的に進んでいくことです。その目的とは、組合員の皆様はもとよりくすべての人々の平等と幸福の追求であります。また、私どもが立脚している農業は、人間の命をつなぐ作物や家畜を育てるとともに、大気や水や土などのかけがえのない資源をはぐくみ、国土を保全し、伝統や文化を継承して皆様のふるさとを提供するなど多面的な機能を併せ持っています。私どもは、この大切な農業を守り発展させていくために、営農指導・販売・購買・信用・共済・高齢者福祉など様々な活動を行っています。

当JAはこれまでJA自己改革の基本方針「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組んでまいりました。しかしながら農業環境の急速な変化、また人口減少・高齢化など社会変化により一層厳しさを増すばかりです。

現在JA甘楽富岡においても准組合員が60%以上を占めております。しかしこのことを強みと捉え、多彩なサービスを提供することのできる総合事業のメリットを十分に発揮し、准組合員を強力な地域農業応援団として迎え、地域に根差して誰からも一番に選ばれるJAを目指します。

准組合員の活性化は、JA本来の活動の根源となる正組合員(農業者)の農業活動の活性化にも繋がっていきます。特に若手生産者をはじめ、新規就農者・定年回帰就農者を定着させ、長期に亘り次の世代、さらに次々世代につなげることのできる農業生産者を育成します。

そのために担い手確保と支援を営農の第一の取り組みとして生産トータルコスト低減支援、労働力確保のための労力軽減支援等を実施するとともに、多様なマーケットに対応すべく生産・販売組織再編を進め地域農業の活性化と農業所得増大を図ります。

また、JAの一面だけしか利用していない世代に、まず足を運んでもらう取り組みを第一とします。そのために各部署単位での取り組みでなく、事業組織の横の繋がりを強化し、総合事業の強みを発揮できるオールJAとしての取り組みを強化します。

以上が私どもJA甘楽富岡の基本的な経営方針です。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会から理事の登用を行っています。また、参与制度を設置し運営の活性化を図っています。

さらに、信用事業(共済事業を含む)・経済事業についてはそれぞれ専任担当の常務理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、組織の強化を図っています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和5事業年度）

貯	金	計画	89,833,000	千円	実績	89,429,527	千円	達成率	99.6	%	
内訳	要求払貯金	計画	53,139,008	千円	実績	50,451,221	千円	達成率	94.9	%	
	定期貯金	計画	35,696,079	千円	実績	37,937,714	千円	達成率	106.3	%	
	定期積金	計画	997,912	千円	実績	1,040,591	千円	達成率	104.3	%	
貸	出	金	計画	11,361,000	千円	実績	12,517,334	千円	達成率	110.2	%
内訳	証書貸付金	計画	10,714,000	千円	実績	11,877,083	千円	達成率	110.9	%	
	当座貸越	計画	112,000	千円	実績	105,251	千円	達成率	94.0	%	
	金融機関貸付	計画	535,000	千円	実績	535,000	千円	達成率	100.0	%	
長期共済（保有高）		計画	237,000,000	千円	実績	241,821,205	千円	達成率	102.0	%	
内訳	終身共済	計画	87,000,000	千円	実績	86,312,313	千円	達成率	99.2	%	
	定期生命共済	計画	3,800,000	千円	実績	4,600,200	千円	達成率	121.1	%	
	養老生命共済	計画	10,000,000	千円	実績	11,060,522	千円	達成率	110.6	%	
	こども共済	計画	5,700,000	千円	実績	6,130,169	千円	達成率	107.5	%	
	医療共済	計画	1,100,000	千円	実績	944,200	千円	達成率	85.8	%	
	がん共済	計画	230,000	千円	実績	229,500	千円	達成率	99.8	%	
	定期医療共済	計画	100,000	千円	実績	114,400	千円	達成率	114.4	%	
	介護共済	計画	4,500,000	千円	実績	5,081,923	千円	達成率	112.9	%	
	生活障害共済 <small><定期年金型></small>	計画	150,000	千円	実績	176,820	千円	達成率	117.9	%	
	年金共済 <small><定期特約></small>	計画	120,000	千円	実績	125,000	千円	達成率	104.2	%	
	年金共済 <small><年金保有高></small>	計画	4,300,000	千円	実績	4,164,222	千円	達成率	96.8	%	
	建物更生共済	計画	120,000,000	千円	実績	122,881,934	千円	達成率	102.4	%	
購	買	計画	3,511,140	千円	実績	3,702,474	千円	達成率	105.4	%	
内訳	営農購買	計画	2,140,000	千円	実績	2,099,888	千円	達成率	98.1	%	
	生活典礼購買	計画	454,140	千円	実績	584,564	千円	達成率	128.7	%	
	車輛施設購買	計画	917,000	千円	実績	1,018,018	千円	達成率	111.0	%	
販	売	計画	6,656,000	千円	実績	6,255,010	千円	達成率	94.0	%	
内訳	農産	計画	4,429,500	千円	実績	4,191,732	千円	達成率	94.6	%	
	畜産	計画	1,026,500	千円	実績	956,744	千円	達成率	93.2	%	
	直販	計画	1,200,000	千円	実績	1,106,534	千円	達成率	92.2	%	
介 護 ・ 福 祉		計画	86,000	千円	実績	80,483	千円	達成率	93.6	%	
開	発	計画	180,000	千円	実績	261,623	千円	達成率	145.3	%	

5. 農業振興活動 – JA協同活動による農業生産の維持拡大と農業所得増大 –

(1) 担い手の確保と支援

- 新規就農者等確保による多様な担い手の拡大
- 高騰対策支援への積極的な取り組みによる販売有効生産者の支援
- 予約注文の向上と土壌分析の積極的実施による継続した生産トータルコストの低減
- パッケージセンター機能強化による労力軽減支援を実施し生産力の維持
- 農業資金供給へむけた信用部門と連携した積極的アプローチと提案
- 新規就農者向け講習会、栽培講習会の実施による担い手と生産の維持拡大

(2) 農業生産物の安全・安心の確保

- 栽培履歴の徹底と加工規格販売の拡大の取り組み
- 農産物安全生産基金の継続

(3) 販売形態の変化に対応した「新たな販売」への挑戦

- トップセールスの実行
- 市場・直販・パッケージセンター連携による販売力強化と優位販売の実施
- 単一販売から複合販売による産地力強化

6. 地域貢献活動

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 「地産地消」運動の取り組み
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 地域行事への参加
- 管内小学校新1年生への「ランドセルカバー」の配付による交通安全の啓発
- J A 共済地域貢献活動 少年野球教室
- 管内小中学校等との連携による農業体験学習会の開催
- 各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
- 高齢者介護福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 社会保険労務士による年金相談会の実施
- 弁護士による法律相談会の実施
- 税理士による税務相談会の実施
- 絵や作文のコンクールの開催
- 農業用廃ポリ・廃ビニール及び農薬空き容器等の回収
- 富岡市地区赤十字有功会への加入と献血運動への協力
- J A グループによる災害支援（募金活動）

(2) 地域密着型金融への取り組み

- 農業者経営支援のための農業融資の強化と展開
- 地域活性化のための融資を始めとする支援
- ライフサイクルに応じた担い手支援
- 定期貯金と出資金の複合提案実施

(3) 災害等を踏まえた事業継続計画（BCP）の整備

(4) 利用者ネットワーク化への取り組み

- J A 高齢者生活支援事業（ホームヘルプ・介護サービスの実施）

(5) 情報提供活動

- 組合員広報誌「みどりの風」の発行
- J A 甘楽富岡ホームページによる情報の発信
(<http://www.jakantomi.or.jp/>)

7. リスク管理の体制

内部統制システム基本方針

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に

関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

リスク管理方針

(1) 趣旨

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものです。当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行います。

(2) 基本的な考え方

① リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいいます。当組合は、組合員の皆様への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があります。リスクを管理することは当組合にとっての本来業務であります。

② リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えています。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたP D C Aサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととします。

③ リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となります。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』であります。

④ 管理対象リスク

当組合において管理するリスクとその定義は次のとおりとします。

ア 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

イ 市場リスク

市場リスクとは、金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）、ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいいます。

ウ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著

しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク（事務リスク）をいいます。

オ 事業リスク

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいいます。

(3) リスク量計測手法

ア 信用リスク量

信用リスク量は、標準的手法によって算出された信用リスクアセットの額の合計額に 8% を乗じて算出される額とします。

イ 金利リスク量

金利リスク量は、標準的金利ショック（上下 200bp の平行移動）によって算出される経済価値の低下額とします。

ウ 価格変動リスク量

価格変動リスク量は、大蔵省告示に定める標準的手法（マチュリティ法）に基づいて算出される額または B P V の額とします。

エ オペレーショナル・リスク量

オペレーショナル・リスク量は、基礎的手法（1 年間の粗利益に 0.15 を乗じて得た額の直近 3 年間の平均値）によって算出される額とします。

(4) リスク管理の方法

当組合のリスク管理は、(2) ④に掲げたリスクについて行い、(3) に掲げたリスクの量的管理については定期的にリスク量を計測する方法で管理を行います。

ア 信用リスク

リスク管理室において、個別貸出先の信用リスクのみならず、業種集中・大口集中・金利条件の偏在等全体としてのリスク構造をふまえたリスク管理を行います。

また、「資産査定要領」に基づく正確な査定と「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づく正確な償却・引当を行うこととし、不良債権については処理方針を理事会で決定し円滑な処理を行います。

イ 金利リスク

金融共済部において、貯金や貸出金、有価証券、預金を含めた A L M 管理のなかで行います。

ウ 流動性リスク

金融共済部において、貯金・貸出金などの資金動向、当座預金・通知預金などの決済性資金の管理や定期預金の期日管理などにより、安定的に手元流動性を確保します。

エ オペレーショナル・リスク

業務プロセスにかかる事務リスクは「自主検査要領」に基づく自主点検結果をふまえた臨店指導や事務マニュアルの整備、事務研修会の実施等により管理します。

人的要因にかかるリスクは、「連続職場離脱実施要領」に基づく連続職場離脱の実績、教

育研修計画の進捗状況の確認により管理します。

また、不祥事案、苦情等の案件については総務企画部において管理し、「不祥事対応要領」、「苦情等対応要領」により調査・報告を行います。

なお、不祥事案等に該当しない事務ミス等については総務企画部で管理し、「事務リスク管理要領」により報告・対応を行います。

オ 事業リスク

総務企画部において作成する実績検討書に基づく予算統制により管理します。

(5) リスク管理体制

① 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定します。

② リスク管理委員会（常勤役員会）

J A経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置します。この委員会は、常勤役員会（委員長は組合長とし、必要に応じて関係部門長を招集することができる。）で構成し、リスク管理の方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催します。

③ ALM委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するALM委員会を設置します。ALM委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める設置要領によります。

④ コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領によります。

⑤ 貸出金審査委員会・債権流動化委員会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する貸出金審査委員会・債権流動化委員会を設置します。貸出金審査委員会および債権流動化委員会の構成、協議事項、運営手続等は別に定める設置要領によります。

⑥ 経営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する経営会議を設置します。

⑦ リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行います。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	リスク管理室	貸出金審査委員会・債権流動化委員会
金利リスク	金融共済部	ALM委員会
流動性リスク	金融共済部	ALM委員会
オペレーショナル・リスク	総務企画部	コンプライアンス委員会
事業リスク	総務企画部	経営会議

⑧ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備について

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を経営上の重要な課題として位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、時々変化する国際情勢及び直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し整備します。

⑨ 監事会

監事会は、経営に内在するリスクを把握するとともに、リスク管理態勢の整備状況および的確なリスク管理に基づく業務運営の実施状況等について監査します。

- 令和3年度監事監査実施状況（被監査部署 全部署：実施延べ人員 165名）

⑩ 内部監査部署

当組合全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の勧告を行う部門として監査室を位置づけます。

- 令和3年度内部監査実施状況（被監査部署 全部署：実施延べ人員 203名）

(6) 報告体制

リスク情報の報告体制、手順は以下のとおりとします。

ア 本所各部署は、所管する事業に内在する全てのリスク情報を定期的にリスク管理統括部署に報告することとします。ただし、経営に重大な影響を与えると認められるリスクが顕在化または顕在化しそうな場合は、直ちにリスク管理統括部署へ報告します。

イ リスク管理統括部署は評価・分析を行い、定期的に協議検討機関へ報告します。

ウ 協議検討機関は、協議結果を含めて必要に応じ、理事会および監事会へ報告します。

(7) 環境変化への対応

- ① 経営をとりまく経済情勢や金融環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行います。
- ② リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行います。

8. コンプライアンス（法令遵守）の体制

（1）コンプライアンス基本方針

J A甘楽富岡は、相互扶助の理念に基づき、農畜産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A甘楽富岡が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めるとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

（2）役職員の行動規範

J Aは、特に安全・安心な農畜産物の安定的な供給源としての役割や金融機関としての役割など、公共性の高い事業を行っており、ひとたびJ Aの使命・責任を忘れた業務運営がもたらす法令等の違反や不祥事が生じれば、地元の「信頼」のみならず、J Aグループ全体の「信頼」を損なうことにつながります。

J Aの「信頼」を守っていくため、役職員一人ひとりが、J Aの使命・責任を果たす一翼を担っていることを深く認識し、責任と誇りを持って業務を遂行していくため、以下の役職員行動規範を定めます。

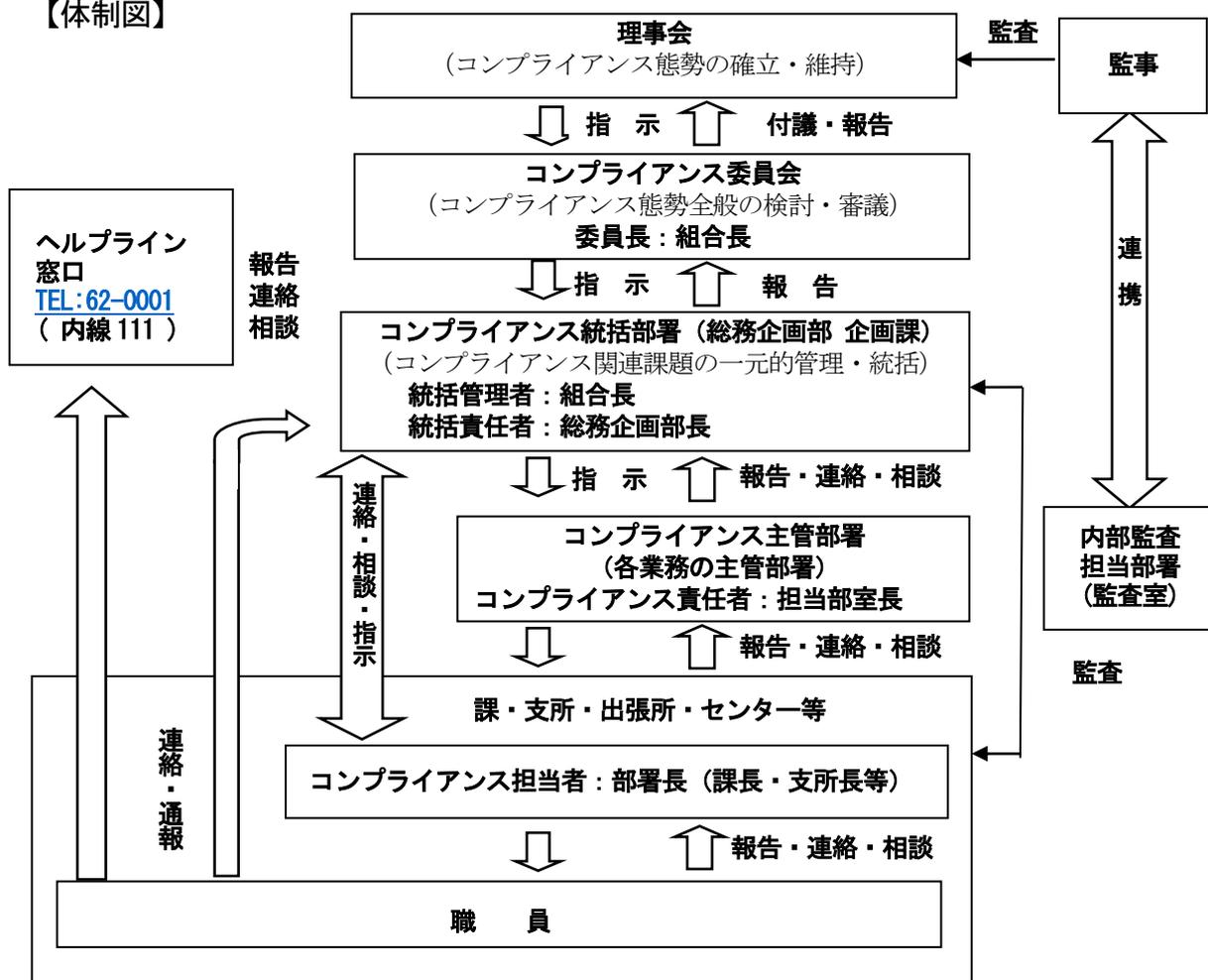
役職員行動規範

1. J Aは、組合員・地域農業・地域社会の発展のために尽くすという基本的使命と社会的責任を有しており、私たちは、それを果たすために必要な事業・活動を担う1人の役職員である自覚と責任を持ち、日常の職務を全うしなければならない。
2. 私たちは、組合員・地域社会からの「信頼」を得るため、組合員・利用者の声を受け止める努力を通じ、J A経営の健全性やサービスの質的向上に向けた創意工夫と努力を、常に怠ってはならない。
3. 私たちは、J Aの事業・活動を担う職業人であることを常に自覚し、自らの役割をしっかりと理解したうえで、それぞれの職務に専念しなければならない。

4. 私たちは、組合員・地域からの「信頼」を得るため、正確かつ迅速な業務処理と積極的な業務遂行を行うよう、心がけなければならない。
5. 私たちは、職務上知り得た組合員・取引先の秘密やJAの経営上の秘密を、在職中は言うに及ばず、退職後においても厳に保持しなければならない。
6. 私たちは、法令・定款・内部規定等を十分に理解し、コンプライアンスの実現に向け、適正な業務処理に努めなければならない。
7. 私たちは、職業人として公私の区別をはっきりとさせ、個人の感情で差別することのないよう、公正に処理しなければならない。
8. 私たちは、勤務中ではもとより、勤務外の私生活においても、組合の名誉や信用を損なうような行為や、JAの利益に反するような行為を慎まなければならない。
9. 安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、偏見や差別のない明るく活気に溢れた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づくりに努めなければならない。
10. 私たちは、消費者に安全・安心で信頼される農畜産物・商品の供給に努めなければならない。

(3) コンプライアンス推進体制

【体制図】



9. ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要（信用事業）

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

甘楽富岡農業協同組合

苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れず、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本所金融課	0274-64-1560	富岡中央支所	0274-64-2021
富岡西支所	0274-64-2031	富岡南支所	0274-64-2011
妙義支所	0274-73-2314	下仁田支所	0274-82-4531
甘楽支所	0274-74-3326		

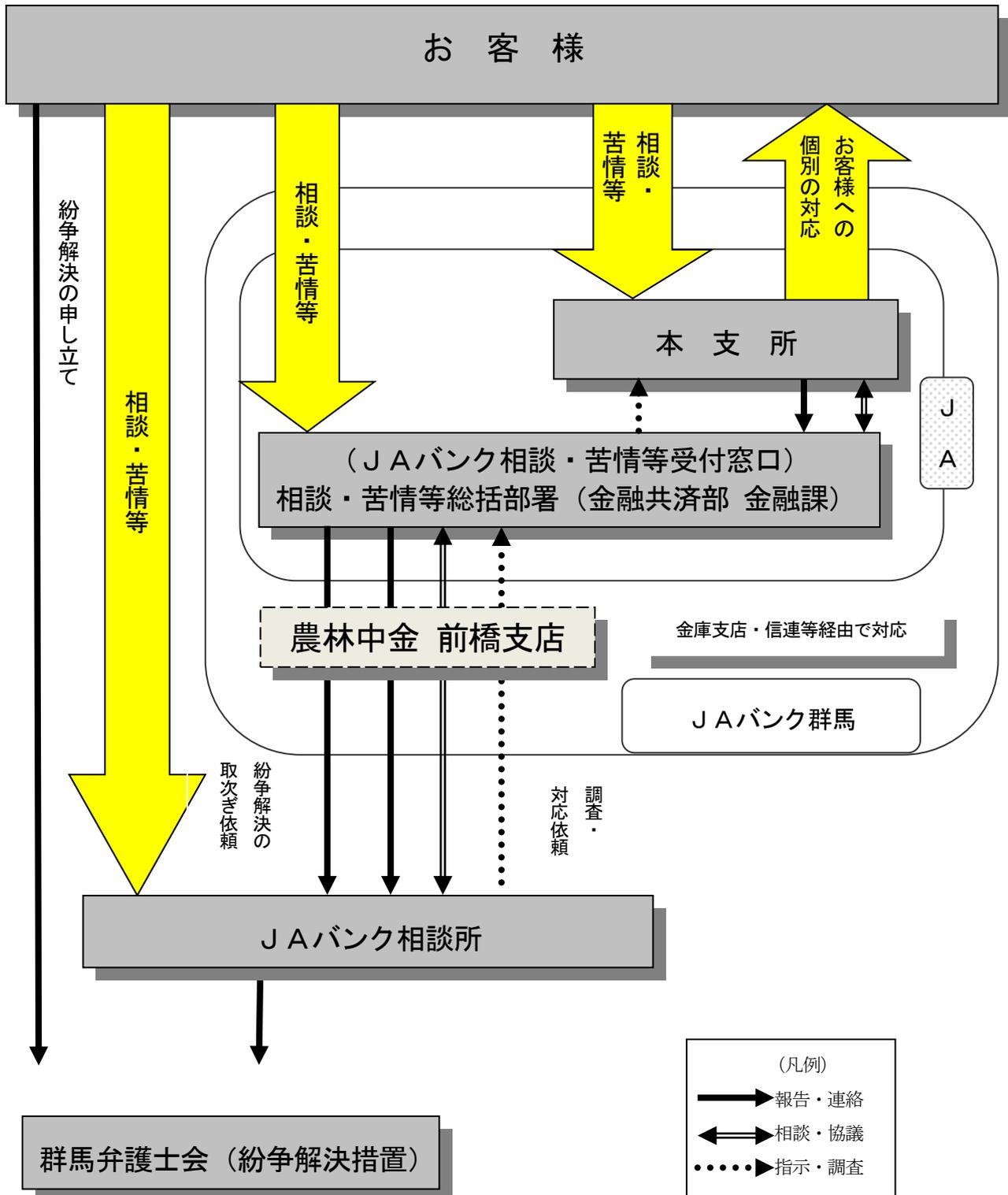
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



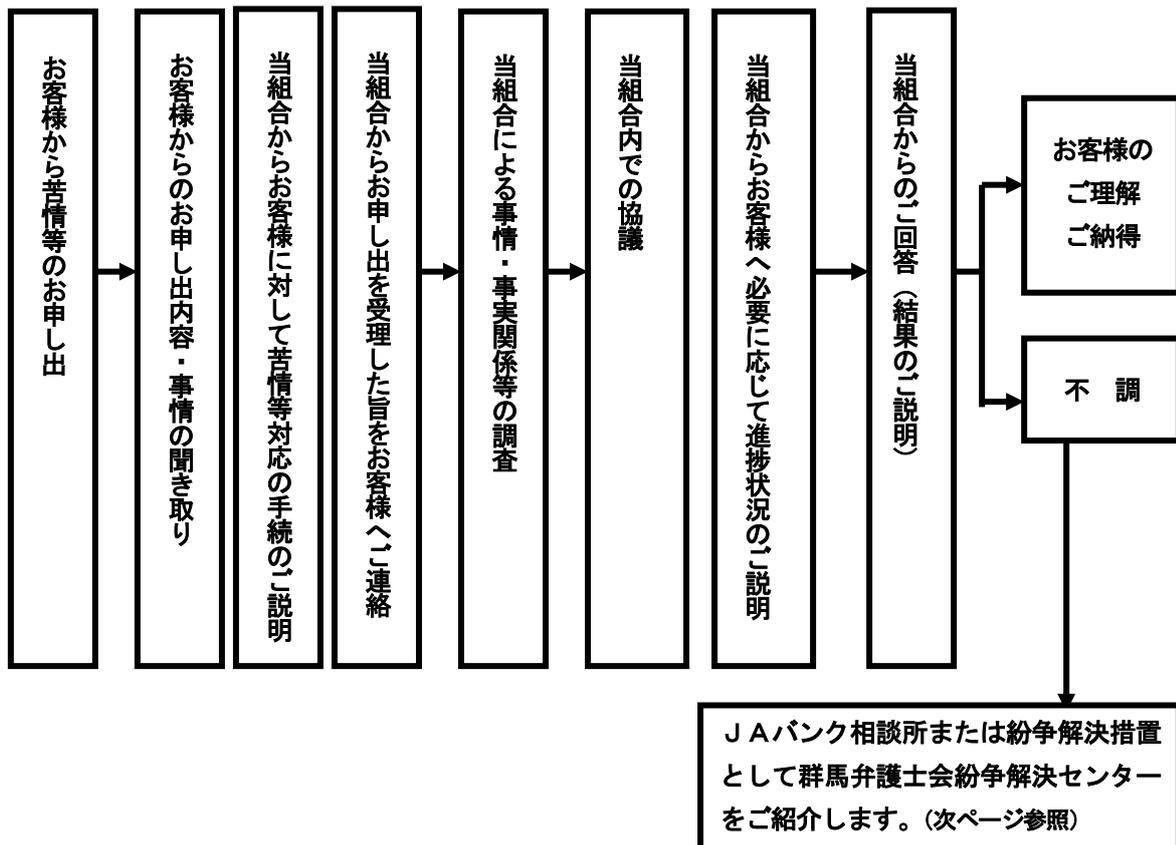
お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

甘楽富岡農業協同組合

- 1 お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいで解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

群馬弁護士会紛争解決センター
電話番号：027-234-9321
受付時間：午前10時～午後5時
（土日祝祭日を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

JAバンク相談・苦情等受付窓口
金融共済部 金融課
電話番号：0274-64-1560
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

② 苦情処理措置の概要（共済事業）

皆さまの声を、私たちにお届けください

苦情処理措置

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

共 済 課 0274-64-4566 富岡中央支所 0274-64-2021 富岡西支所 0274-64-2031
 富岡南支所 0274-64-2011 妙義支所 0274-73-2314 下仁田支所 0274-82-4531
 甘 楽 支 所 0274-74-3326

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝祭日及び12月30日～1月4日を除く)

- ご利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎ 0120-536-093

受付時間：9：00～18：00（月～金曜日）、9：00～17：00（土曜日）

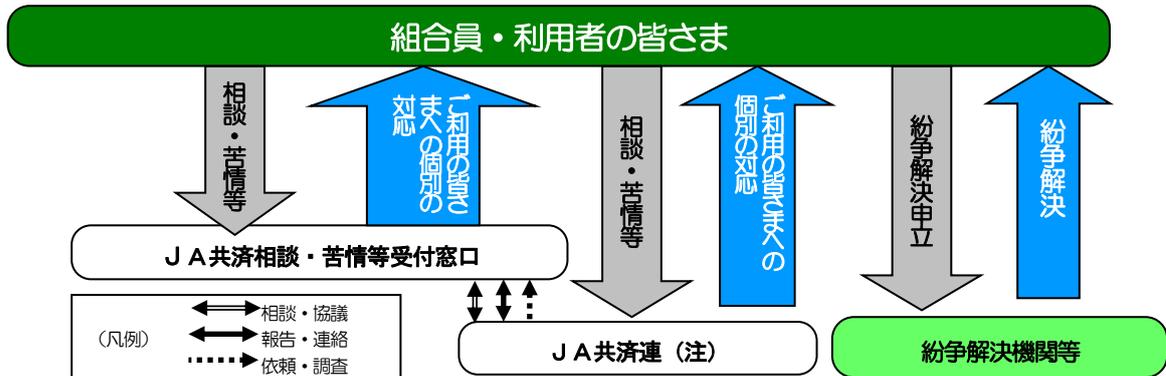
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



(注) JA共済連は県本部・全国本部（JA共済相談受付センター）をいいます。

紛争解決措置

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：9：00～17：00
(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

2. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠償共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人自賠償保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠償共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

5. 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続(和解斡旋手続・裁定手続)および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

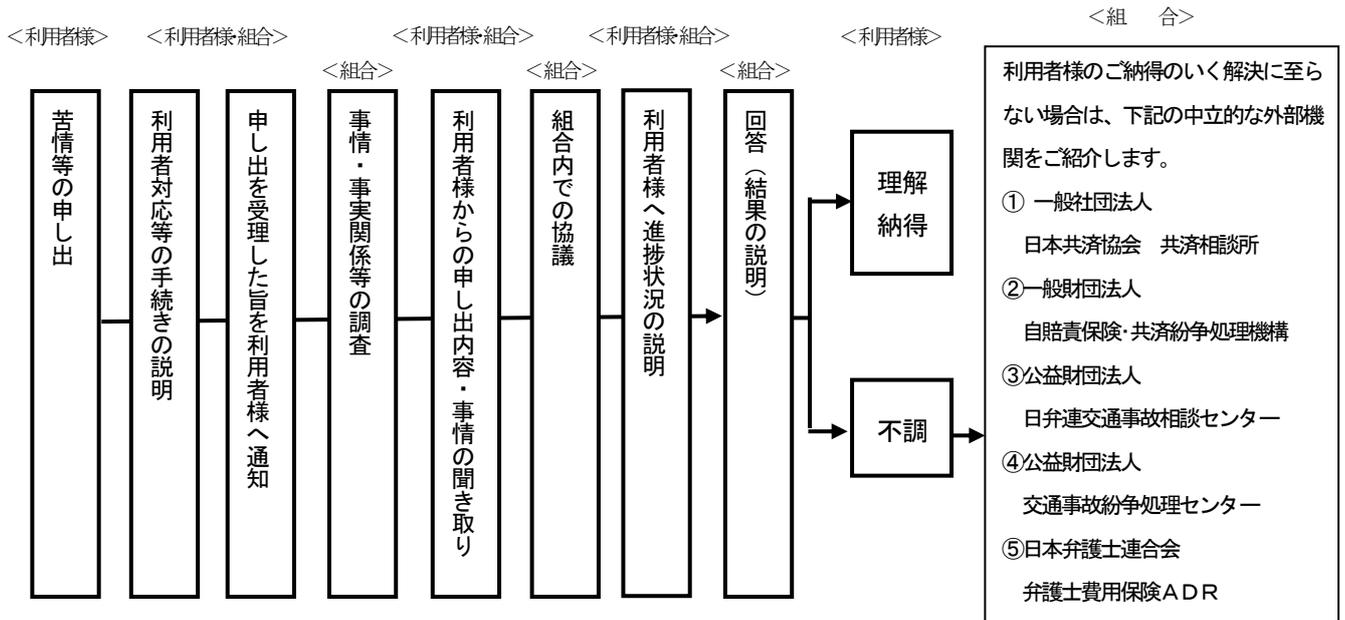
利用者様からの共済事業にかかるお申し出に対する対応について

甘楽富岡農業協同組合

【当組合の苦情等対応要領の概要】

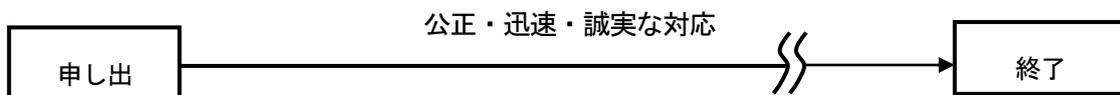
1. 利用者様からの共済事業にかかる相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
また、必要に応じてJA共済連に解決支援を要請し、JA共済連と連携して迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申し出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当組合は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

【標準的な手続の流れ】



※ 当組合は外部機関の手続係属中も、利用者様に、必要に応じて資料の提供や説明を行います。

※ 内容や状況により、訴訟による解決となる場合があります。



10. 個人情報保護方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示請求・訂正・利用停止等に応じ

ます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針に基づき個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

1 1. 情報セキュリティ基本方針

甘楽富岡農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

1 2. 利益相反管理方針

J A甘楽富岡(以下、「当J A」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済

事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

① お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

〔取引例〕

○ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

② 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

〔取引例〕

○ 農業法人等の買収において、当 J A が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○ グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

- ① 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- ② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

1 4. JAバンク利用者保護等管理方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

1 5. 金融円滑化にかかる基本的方針

当JA甘楽富岡（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

16. 自己資本の状況

○. 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和 5 年度は、内部留保へ努めるとともに財務基盤強化へ向け特別増資運動を実施し自己資本強化に取り組んだ結果、自己資本比率は 13.27% となりました。

17. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体ネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期 日 指 定 定 期 貯 金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
スーパー定期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年・4年・5年・7年・10年ものは、半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上 1円単位です。 利率は、300万円以上 と300万円未満で分か れています。
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、 安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは1,000万 円以上1円単位です。
変動金利 定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行 います。 ②半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上 1円単位です。
積立式 定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積 立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満 期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。
			②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、 指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは1,000円 以上1円単位です。
○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
財 形 貯 金	財形住宅 貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、 非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上 です。
	財形年金 貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以 降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りでき ます。退職後も非課税が適用される大変有利な 貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上 です。
	一般財形 貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後 1年が経過すれば、いつでもお引き出しできま す。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上 です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類		保護の範囲	
貯金保険の対象貯金等	決裁用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）	当座貯金 無利息型普通貯金等	全額保護 （恒久措置）
	一般貯金等 （決裁用貯金以外の貯金）	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預かり専用商品）等 （注2）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。））
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	保護対象外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。））	

（注1） 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2） このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3） 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込めお取り次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	ささまざまな資金にご利用いただけます。 （一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円(1万円単位)	3年～50年(40年超は新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教育ローン (カード型は除く)	18歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJA組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)	6か月以上最長15年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
多目的ローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJA組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、一部ご利用いただけない資金使途がございます。)	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円～1,000万円(1万円単位)		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
マイカーローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～15年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
クローバローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。)	10万円～300万円(1万円単位)	1か月～5年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン (約定返済型)	20歳以上65歳未満のJA組合員の方となります。(契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。)	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円(10万円単位)	1年(自動更新)	①毎月返済 ②任意返済	県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円～500万円(10万円単位)			三菱UFJニコス(株)	

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※ このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・農林中金をはじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
JAキャッシュサービス※	JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行ATM、セブン銀行ATM、イーネットATM、ローソン銀行ATM、JFマリンバンクATMによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
JAカード	JA独自の多彩な特典を備えた「JAならではの」のクレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒にあった一体型カードもございます。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンまたは、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	JAバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約6,200店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるJAバンクATMが約10,500台（※）、提携ATMが約52,800台（※）あります。 （※）店舗数は2023年1月31日現在、ATM台数は2023年3月31日現在 JAバンク調べ
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認下さい。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料(消費税10%相当額を含む)を掲載しています。

(1) ATM利用手数料(1件につき)

利用カード	利 用 時 間			手 数 料
全国のJAの キャッシュカード	全 日	出 金	8:00 ~ 21:00	無 料
		入 金	8:00 ~ 21:00	無 料
提携金融機関の キャッシュカード (銀行・信金・信組 等)	平 日	出 金	8:00 ~ 8:45	220 円
			8:45 ~ 18:00	110 円
			18:00 ~ 21:00	220 円
	土曜日	出 金	8:00 ~ 9:00	220 円
			9:00 ~ 14:00	110 円
			14:00 ~ 21:00	220 円
日曜・祝日	出 金	8:00 ~ 21:00	220 円	
三菱東京UFJ銀行 のキャッシュカード	平 日	出 金	8:00 ~ 8:45	110 円
			8:45 ~ 18:00	無 料
			18:00 ~ 21:00	110 円
	土曜・日曜・祝日	出 金	8:00 ~ 17:00	110 円
クレジットカード (自動キャッシング)	キャッシングサービスご利用のATM手数料はクレジットカード会社により異なりますので、詳しくはカード発行会社(カード裏面に記載)にお問い合わせください。			

(2) 為替関係手数料(1件につき)

(令和6年4月1日現在)

区 分	取 引 内 容	金 額	窓 口 利 用	ATM利用	個人ネットバンク	法人ネットバンク		
振込手数料	系統宛	当JA宛 (自店)	3万円未満	110 円	無 料	無 料	無 料	
			3万円以上	220 円	無 料	無 料	無 料	
		当JA宛 (僚店)	3万円未満	220 円	無 料	無 料	無 料	
			3万円以上	330 円	無 料	無 料	無 料	
	系統宛	3万円未満	330 円	220 円	110 円	220 円		
			3万円以上	550 円	330 円	220 円	440 円	
		他行宛	電信扱い (文書扱い含む)	3万円未満	660 円	440 円	220 円	440 円
				3万円以上	880 円	660 円	440 円	660 円

区 分	取 扱 内 容	手 数 料
代金取立手数料	電 子 交 換	880 円
	個 別 取 立	1,100 円

区 分	取 扱 内 容	手 数 料
そ の 他 諸 手 数 料	送 金 ・ 振 込 組 戻 料	880 円
	不 渡 手 形 返 却 料	880 円
	取 立 手 形 組 戻 料	880 円
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料	880 円

(3) 両替手数料・硬貨入金手数料

(令和5年4月1日現在)

枚数	1~50枚	51~500枚	501枚~1,000枚	1,001枚以上
手数料	無 料	550 円	1,100 円	1,100 円 プラス1~500枚ごとに550円加算

※ 両替枚数は、持込または受取枚数のいずれか多い枚数とさせていただきます。
ただし、同一金種の新券への交換、記念硬貨の交換、汚損した現金の交換は無料です。

(4) 諸手数料

(令和6年4月1日現在)

取 引 内 容	基 準	手 数 料
貯金残高証明書発行手数料(依頼日の3ヶ月応当日まで)	1通あたり	550 円
貯金残高証明書発行手数料(上記以外および手書き書式)	1通あたり	1,100 円
通帳・証書再発行手数料	1冊(枚)あたり	1,100 円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚あたり	1,100 円
カード再発行手数料	1枚あたり	1,100 円
取引履歴出力(発行依頼日より10年以内)	1口座あたり	550 円
取引履歴出力(発行依頼日より10年以上前)	1口座あたり	5,500 円
小切手帳交付手数料	50枚あたり	440 円
自己宛小切手交付手数料	1枚あたり	550 円
約束手形帳交付手数料	1枚あたり	550 円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1件あたり	55 円
JAネットバンク基本手数料	1契約あたり(月額)	無 料
未利用口座管理手数料(令和3年10月1日以降の開設で2年間異動ないもの)	年額	1,320 円

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A 共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安全」と「満足」をお届けしていきます。

● 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
引受緩和型終身共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
定期生命共済	万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
定期生命共済（通減期間設定型）	ライフステージに応じて保障金額を逓減させることで、お手頃な共済掛金で保障を準備できます。逓減開始時期を任意に設定でき、柔軟な保障設計ができます。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金が受け取れるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

特 定 重 度
疾 病 共 済

身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。

認 知 症 共 済

認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害まで幅広く保障します。

生 活 障 害 共 済

病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）とまとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。

予 定 利 率 変 動 型
年 金 共 済

老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

養 老 生 命 共 済

万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

こ ど も 共 済

お子さまの将来の進学時の学費や将来の資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

建 物 更 生 共 済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

● 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

自 動 車 共 済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

自 賠 責 共 済

法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

傷 害 共 済

日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

火 災 共 済

住まいの火災損害を保障します。

農 業 者 賠 償
責 任 共 済

農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金等で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、自動車・LPガス・食料品・衣料品の供給、葬祭業務なども取扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算等、ほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業の要として取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 宅地等供給事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行っています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡または貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農に必要な共同利用施設を設置し、組合員にご利用いただいています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（蒔蒔）して組合員に引き渡しを行っています。

● 介護・福祉事業

高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざして、行政受託による高齢者福祉事業および介護保険指定事業者として居宅介護支援・訪問介護・福祉用具貸与等の事業を行っています。

● その他

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	令和5年度 (令和6年2月29日 現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	87,032,755	88,549,079
(1) 現 金	316,443	342,377
(2) 預 金	72,708,155	73,262,515
系統預金	72,594,560	73,084,716
系統外預金	113,595	177,799
(3) 有価証券	2,059,021	2,190,157
国 債	1,759,060	1,690,190
地 方 債	299,961	499,967
(4) 貸 出 金	11,735,462	12,517,334
(5) その他の信用事業資産	321,354	328,308
未収収益	313,610	314,020
その他の資産	7,743	14,287
(6) 貸倒引当金	△ 107,681	△ 91,613
2. 共済事業資産	3,565	7,981
(1) その他の共済事業資産	3,565	7,981
3. 経済事業資産	572,063	547,897
(1) 経済事業未収金	338,207	322,425
(2) 経済受託債権	51,063	40,673
(3) 棚卸資産	134,059	155,266
購 買 品	96,161	79,586
宅 地 等	13,894	51,223
その他の棚卸資産	24,003	24,457
(4) リース投資資産	9,920	5,068
(5) その他の経済事業資産	45,968	31,336
(6) 貸倒引当金	△ 7,155	△ 6,872
4. 雑 資 産	334,628	318,471
5. 固定資産	2,879,183	2,861,151
(1) 有形固定資産	2,875,244	2,857,095
建 物	4,177,190	4,150,173
機械装置	433,001	423,756
土 地	2,158,584	2,123,848
建設仮勘定		80,932
その他の有形固定資産	1,343,447	1,353,818
減価償却累計額	△ 5,236,979	△ 5,275,434
(2) 無形固定資産	3,938	4,055
6. 外部出資	3,944,375	3,944,375
系統出資	3,792,821	3,792,821
系統外出資	151,554	151,554
7. 前払年金費用	139	9,947
8. 繰延税金資産	22,022	54,822
資 産 合 計	94,788,734	96,293,727

(単位：千円)

科 目	令和 4 年 度		令和 5 年 度	
	(令和 5 年 2 月 2 8 日 現在)		(令和 6 年 2 月 2 9 日 現在)	
(負債の部)				
1. 信用事業負債		88,490,384		89,712,181
(1) 貯 金		88,148,771		89,429,527
(2) 借 入 金		88,334		1,476
(3) その他の信用事業負債		253,277		281,178
未払費用		11,109		11,164
その他の負債		242,167		270,013
2. 共済事業負債		394,181		462,536
(1) 共済資金		171,202		235,888
(2) 未経過共済付加収入		219,701		222,225
(3) 共済未払費用		3,105		4,183
(4) その他の共済事業負債		172		239
3. 経済事業負債		389,474		369,073
(1) 経済事業未払金		259,320		250,524
(2) 経済受託債務		57,501		46,013
(3) その他の経済事業負債		72,652		72,535
4. 雑 負 債		540,486		570,603
(1) 未払法人税等		43,928		63,598
(3) その他の負債		496,558		507,004
5. 諸引当金		36,761		33,711
(1) 賞与引当金		35,194		33,711
(3) 睡眠貯金払戻損失引当金		1,567		
6. 再評価に係る繰延税金負債		228,541		227,443
負 債 合 計		90,079,830		91,375,550
(純資産の部)				
1. 組合員資本		4,490,312		4,772,074
(1) 出資金		1,471,129		1,557,176
(2) 利益剰余金		3,075,914		3,279,415
利益準備金		2,217,813		2,256,813
その他利益剰余金		858,101		1,022,601
リスク管理強化積立金		500,000		500,000
経営基盤強化積立金		100,000		200,000
地域農業振興強化積立金		10,000		20,000
当期未処分剰余金		248,101		302,601
(うち当期剰余金)	(192,602)	(212,859)
(3) 処分未済持分	△	56,731	△	64,517
2. 評価・換算差額等		218,590		146,102
(1) その他有価証券評価差額金	△	323,227	△	392,842
(2) 土地再評価差額金		541,818		538,944
純 資 産 合 計		4,708,903		4,918,176
負 債 及 び 純 資 産 合 計		94,788,734		96,293,727

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 4 年 度 (令和4年3月1日～令和5年2月28日)			令 和 5 年 度 (令和5年3月1日～令和6年2月29日)		
1. 事業総利益			2,139,754			2,163,482
事業収益		4,382,453			4,454,931	
事業費用		2,242,699			2,291,449	
(1) 信用事業収益		492,247			504,813	
資金運用収益	461,875			433,623		
(うち預金利息)	(285,036)			(285,803)		
(うち有価証券利息)	(13,209)			(14,234)		
(うち貸出金利息)	(136,658)			(133,581)		
(うちその他受入利息)	(26,972)			(4)		
役務取引等収益	20,210			39,559		
その他経常収益	10,160			31,630		
(2) 信用事業費用		24,481			32,504	
資金調達費用	12,768			12,863		
(うち貯金利息)	(9,882)			(10,447)		
(うち給付補填備金繰入)	(1,863)			(1,534)		
(うち借入金利息)	(181)			(168)		
(うちその他支払利息)	(841)			(713)		
役務取引等費用	10,958			8,950		
その他経常費用	754			10,689		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 20,382)			(△ 16,067)		
信用事業総利益			467,765			472,309
(3) 共済事業収益		643,325			627,415	
共済付加収入	602,774			584,049		
その他の収益	40,550			43,365		
(4) 共済事業費用		37,828			43,143	
共済推進費	31,009			35,834		
共済保全費	3,382			3,620		
その他の費用	3,436			3,688		
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)			(-)		
共済事業総利益			605,496			584,272
(5) 購買事業収益		2,469,381			2,544,975	
購買品供給高	2,126,144			2,184,160		
購買品手数料	132,045			123,036		
修理サービス料	171,481			178,625		
その他の収益	39,709			59,153		
(6) 購買事業費用		1,864,903			1,908,532	
購買品供給原価	1,745,006			1,781,565		
購買品供給費	96,342			98,079		
修理サービス費	347			475		
その他の費用	23,206			28,412		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,428)			(△ 152)		
購買事業総利益			604,477			636,442
(7) 販売事業収益		441,643			440,550	
販売手数料	409,224			406,730		
その他の収益	32,419			33,820		
(8) 販売事業費用		181,585			169,777	
販売費	163,591			152,303		
その他の費用	17,994			17,473		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)			(△ 0)		
販売事業総利益			260,057			270,773
(9) 保管事業収益		693			555	
(10) 保管事業費用		-			-	
保管事業総利益			693			555

(単位：千円)

科 目	令 和 4 年 度 (令和4年3月1日～令和5年2月28日)			令 和 5 年 度 (令和5年3月1日～令和6年2月29日)		
(11) 加工事業収益		7,763			-	
(12) 加工事業費用		5,210			383	
加工事業総利益			2,553			△ 383
(13) 利用事業収益		151,607			164,694	
(14) 利用事業費用		80,795			74,100	
利用事業総利益			70,812			90,593
(15) 宅地等供給事業収益		116,243			99,822	
(16) 宅地等供給事業費用		52,008			47,221	
宅地等供給事業総利益			64,235			52,600
(17) 福祉事業収益		977			849	
(18) 福祉事業費用		228			175	
福祉事業総利益			748			674
(19) 介護保険事業収益		80,921			74,186	
(20) 介護保険事業費用		25,206			23,887	
介護保険事業総利益			55,715			50,299
(21) 指導事業収入		71,465			77,271	
(22) 指導事業支出		64,267			71,928	
指導事業収支差額			7,198			5,343
2. 事業管理費			2,009,360			1,969,552
(1) 人件費		1,464,187			1,435,772	
(2) 業務費		208,191			197,485	
(3) 諸税負担金		56,372			54,264	
(4) 施設費		273,972			277,805	
(5) その他事業管理費		6,636			4,223	
事業利益			130,394			193,929
3. 事業外収益			178,415			179,393
(1) 受取雑利息		2,892			2,604	
(2) 受取出資配当金		62,635			62,620	
(3) 賃貸料		56,011			57,290	
(4) 雑収入		56,876			56,878	
4. 事業外費用			45,306			44,014
(1) 支払雑利息		3,626			3,484	
(2) 寄付金		575			720	
(3) 賃貸費用		30,713			31,150	
(うち減価償却費)		(16,617)			(17,123)	
(4) 雑損失		10,391			8,661	
(うち貸倒引当金繰入額)		(△ 0)			(△ 1)	
経常利益			263,503			329,308
5. 特別利益			21,235			1,306
(1) 一般補助金		4,216			1,092	
(2) 固定資産処分益		16,944				
(3) 受取損害賠償金		74			214	
6. 特別損失			29,960			75,710
(1) 固定資産処分損		5,267			224	
(2) 固定資産圧縮損		4,216			1,092	
(3) 減損損失		20,476			74,393	
税引前当期利益			254,778			254,905
法人税、住民税及び事業税		55,552			75,944	
法人税等調整額		6,623			△ 33,898	
法人税等合計			62,176			42,045
当期剰余金			192,602			212,859
当期首繰越剰余金			53,998			76,868
土地再評価差額金取崩額			1,500			2,873
地域農業振興強化積立金取崩						9,999
当期末処分剰余金			248,101			302,601

注 記 表

<令和4年度>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 ・その他有価証券 時価のあるもの 市場価格のない株式等	償却原価法（定額法） 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 移動平均法による原価法
---	---

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法・基準
購買品(営農購買課及び各営農センター)	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品(上記以外の購買品取扱支所・部署)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産 定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。 上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。
② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。
④ 睡眠貯金払戻損失引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連) 当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

パッケージセンター・稚蚕人工飼育所等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の受け渡し仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の受け渡しが完了した時点で充足されると判断し、仲介した物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

⑤ 介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。
福祉事業収益のうち、当組合が代理人として福祉用具の供給・貸与に関与している場合には純額で収益を認識して、福祉事業収益として表示しています。
介護保険事業収益のうち、当組合が代理人として介護用具の供給・貸与に関与している場合には、純額で収益を認識して、介護保険事業収益として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」という)及び「収益認識に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

主に購買事業において、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。
この結果、購買事業収益・購買事業費用が1,223,539千円減少し、福祉事業収益・費用が165千円減少し、介護保険収益・費用が6,390千円減少しています。なお、事業利益、経常利益、税引前当期利益への影響はないことから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計基準を適用しています。

② 販売事業における支払奨励金の会計処理

販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、販売事業費用として計上していましたが、販売収益から減額する方法に変更しています。この結果、販売事業収益が15,733千円減少しています。なお、事業利益、経常利益、税引前当期利益への影響はないことから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計方針を適用しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 32,910千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 20,476千円

②会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は当組合の過去3年間の実績に基づく固定資産事業利益率により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 114,839千円

②会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

ア.算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ.主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 2千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,251,394千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 574,697千円 機械装置 484,496千円 その他の有形固定資産 192,199千円

(3) 担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

役員に対する金銭債権及び債務の総額は次の通りです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額 10,300千円

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

<p>①債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は141,559千円、危険債権額は27,529千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は169,089千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>②土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・再評価を行った年月日 平成11年2月25日 ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 523,997千円 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。</p>

5. 損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

<p>①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合は、支所・事業所等は施設単位にグルーピングしています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJA全体に寄与していることから、全体の共用資産としています。 また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 祉 課 店 舗</td> <td>営 業 用 店 舗</td> <td>土 地 ・ 建 物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 輛 課 店 舗</td> <td>営 業 用 店 舗</td> <td>土 地 ・ 建 物 ・ そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LPG セ ン タ ー</td> <td>営 業 用 店 舗</td> <td>建 物 ・ そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧 高 田 支 所</td> <td>賃 貸 用 固 定 資 産</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>A コ ー プ 吉 田 店</td> <td>賃 貸 用 固 定 資 産</td> <td>建 物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>旧 小 坂 支 所</td> <td>遊 休 資 産</td> <td>土 地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>②減損損失の認識に至った経緯 福祉課店舗、車輛課店舗、LPGセンター店舗については2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。 旧高田支所、Aコープ吉田店については賃貸用固定資産として使用されていますが、旧高田支所は2期連続赤字のため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。Aコープ吉田店は民間への賃貸であり使用価値が帳簿価額まで達しないため、また土地賃借契約に基づき退去時の原状回復義務を有していることから、減損損失として認識しました。 旧小坂支所については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。</p> <p>③減損損失の金額について特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>土 地</th> <th>建 物</th> <th>そ の 他</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 祉 課 店 舗</td> <td>1,239</td> <td>964</td> <td></td> <td>2,204</td> </tr> <tr> <td>車 輛 課 店 舗</td> <td>1,435</td> <td>2,155</td> <td>2,360</td> <td>5,951</td> </tr> <tr> <td>LPG セ ン タ ー</td> <td></td> <td>5,901</td> <td>34</td> <td>5,936</td> </tr> <tr> <td>旧 高 田 支 所</td> <td>545</td> <td></td> <td></td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>A コ ー プ 吉 田 店</td> <td></td> <td>5,571</td> <td></td> <td>5,571</td> </tr> <tr> <td>旧 小 坂 支 所</td> <td>267</td> <td></td> <td></td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,487</td> <td>14,594</td> <td>2,394</td> <td>20,476</td> </tr> </tbody> </table> <p>④回収可能価額の算定方法 福祉課店舗・車輛課店舗・旧高田支所・旧小坂支所の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額より算定しています。 LPGセンター・Aコープ吉田店の回収可能価額は備忘価額としています。</p>	場 所	用 途	種 類	そ の 他	福 祉 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物		車 輛 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物 ・ そ の 他		LPG セ ン タ ー	営 業 用 店 舗	建 物 ・ そ の 他		旧 高 田 支 所	賃 貸 用 固 定 資 産	土 地	業務外固定資産	A コ ー プ 吉 田 店	賃 貸 用 固 定 資 産	建 物	業務外固定資産	旧 小 坂 支 所	遊 休 資 産	土 地	業務外固定資産	場 所	土 地	建 物	そ の 他	合 計	福 祉 課 店 舗	1,239	964		2,204	車 輛 課 店 舗	1,435	2,155	2,360	5,951	LPG セ ン タ ー		5,901	34	5,936	旧 高 田 支 所	545			545	A コ ー プ 吉 田 店		5,571		5,571	旧 小 坂 支 所	267			267	合 計	3,487	14,594	2,394	20,476
場 所	用 途	種 類	そ の 他																																																																	
福 祉 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物																																																																		
車 輛 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物 ・ そ の 他																																																																		
LPG セ ン タ ー	営 業 用 店 舗	建 物 ・ そ の 他																																																																		
旧 高 田 支 所	賃 貸 用 固 定 資 産	土 地	業務外固定資産																																																																	
A コ ー プ 吉 田 店	賃 貸 用 固 定 資 産	建 物	業務外固定資産																																																																	
旧 小 坂 支 所	遊 休 資 産	土 地	業務外固定資産																																																																	
場 所	土 地	建 物	そ の 他	合 計																																																																
福 祉 課 店 舗	1,239	964		2,204																																																																
車 輛 課 店 舗	1,435	2,155	2,360	5,951																																																																
LPG セ ン タ ー		5,901	34	5,936																																																																
旧 高 田 支 所	545			545																																																																
A コ ー プ 吉 田 店		5,571		5,571																																																																
旧 小 坂 支 所	267			267																																																																
合 計	3,487	14,594	2,394	20,476																																																																

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は国債や地方債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク対策課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持、向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的債券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これら金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.18%上昇したものと想定した場合には、経済価値が30,756千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	72,708,155	72,691,514	△ 16,641
有価証券	2,059,021		
満期保有目的の債券	299,961	309,450	9,488
その他有価証券	1,759,060	1,759,060	—
貸出金	11,735,462		
貸倒引当金	107,681		
貸倒引当金控除後	11,627,780	11,663,990	36,209
資産計	86,394,957	86,424,014	29,057
貯金	88,148,771	88,150,214	1,442
負債計	88,148,771	88,150,214	1,442

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※1)	3,944,375

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	72,708,155					
有価証券						300,000
満期保有目的の債券						2,100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの						
貸出金 (※1・2)	1,875,359	993,198	962,891	836,195	644,170	6,385,097
合計	74,583,514	993,198	962,891	836,195	644,170	8,785,097

(※1) 貸出金のうち、当座貸越110,371千円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,549千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	85,183,228	1,740,953	878,464	168,921	131,697	45,505
合計	85,183,228	1,740,953	878,464	168,921	131,697	45,505

(※1) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	299,961	309,450	9,488

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,759,060	2,082,287	△ 323,227

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要	
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。	
②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	1,354,824 千円
勤務費用	73,826 千円
利息費用	△ 2,167 千円
数理計算上の差異の発生額	5,903 千円
退職給付の支払額	△ 160,213 千円
期末における退職給付債務	1,272,173 千円
③年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,338,445 千円
期待運用収益	13,287 千円
数理計算上の差異の発生額	1,880 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	37,838 千円
特定退職金共済制度への拠出金	32,379 千円
退職給付の支払額	△ 151,520 千円
期末における年金資産	1,272,312 千円
④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
退職給付債務	1,272,173 千円
確定給付型企业年金制度	△ 863,899 千円
特定退職金共済制度	△ 408,413 千円
未積立退職給付債務	△ 139 千円
貸借対照表計上額純額	△ 139 千円
前払年金費用	△ 139 千円
⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	73,826 千円
利息費用	△ 2,167 千円
期待運用収益	△ 13,287 千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,023 千円
合計	62,394 千円
⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
(確定給付型企业年金制度)	
一般勘定	100.00 %
(特定退職金共済制度)	
債券	64.00 %
年金保険投資	28.00 %
現金及び預金	4.00 %
その他	4.00 %
合計	100.00 %
⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	△0.16 %
長期期待運用収益率	0.99 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,993千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は199,911千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額	89,404 千円
減損損失	87,067 千円
減価償却限度超過額（減損）	52,055 千円
貸倒損失否認	27,594 千円
個別貸倒引当金限度超過額	21,248 千円
賞与引当金	9,734 千円
固定資産（有姿除却）	3,921 千円
未払事業税・地方特別法人税	3,274 千円
監査費用損金不算入	2,523 千円
その他	3,372 千円
繰延税金資産小計	300,196 千円
評価性引当額	△ 267,285 千円
繰延税金資産合計	32,910 千円
繰延税金負債	
全農合併みなし配当否認	△ 10,848 千円
前払年金費用	△ 38 千円
繰延税金負債合計	△ 10,887 千円
繰延税金資産の純額	22,022 千円

②法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.47%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.40%
住民税等均等割額	1.48%
評価性引当額の増減	△8.05%
修正申告等による影響額	△0.46%
その他	6.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.40%

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. その他の注記

（1）リース取引に関する会計基準に基づく注記

（借手側）

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料					
1年以内	1082 千円	1年超	2,476 千円	合計	3,558 千円

（貸手側）

①リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額					
1年以内	2,003 千円	1年超	— 千円	合計	2,003 千円

（注）なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

②リース投資資産の内訳

リース料債権部分	13,227 千円
受取利息相当額	△ 3,306 千円
合計	9,920 千円

（2）資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は営農センター・Aコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

注 記 表

<令和5年度>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・その他有価証券 時価のあるもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法・基準
購買品(営農購買課及び各営農センター)	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品(上記以外の購買品取扱支所・部署)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
自動車・宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
主な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

パッケージセンター・稚蚕人工飼育所等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の受け渡し仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の受け渡しが完了した時点で充足されると判断し、仲介した物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

⑤ 介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供をする義務を負っています。
この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。
販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
福祉事業収益のうち、当組合が代理人として福祉用具の供給・貸与に関与している場合には純額で収益を認識して、福祉事業収益として表示しています。
介護保険事業収益のうち、当組合が代理人として介護用具の供給・貸与に関与している場合には、純額で収益を認識して、介護保険事業収益として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 68,422千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した中期計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 74,393千円

②会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は当組合の過去3年間の実績に基づく固定資産事業利益率により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 98,645千円

②会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

ア.算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ.主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ.翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0千円

(2)資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,253,214千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 574,697千円 機械装置 486,316千円 その他の有形固定資産 192,199千円

(3)担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

役員に対する金銭債権及び債務の総額は次の通りです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額 7,026千円

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は105,289千円、危険債権額は32,502千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は137,792千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年2月25日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 313,165千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、支所・事業所等は施設単位にグルーピングしています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJA全体に寄与していることから、全体の共用資産としています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
福 祉 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ そ の 他	
車 輛 課 店 舗	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物 ・ そ の 他	
甘 楽 支 所	営 業 用 店 舗	土 地 ・ 建 物 ・ そ の 他	
旧 高 田 支 所	賃 貸 用 固 定 資 産	土 地	業 務 外 固 定 資 産

②減損損失の認識に至った経緯

福祉課店舗、車輛課店舗については2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

甘楽支所については土地売却に伴う建て替えのため、回収可能額を売却価額として当該減少分を減損損失として認識しました。旧高田支所については賃貸用固定資産として使用されていますが、令和6年度売却が決定しているため、回収可能額を売却金額として当該減少分を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 (単位：千円)

場 所	土 地	建 物	そ の 他	合 計
福 祉 課 店 舗	2,365		335	2,701
車 輛 課 店 舗	4,869	1,204	544	6,618
甘 楽 支 所	21,810	32,523	5,049	59,383
旧 高 田 支 所	5,689			5,689
合 計	34,735	33,727	5,930	74,393

④回収可能価額の算定方法

福祉課店舗・車輛課店舗の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額より算定しています。甘楽支所・旧高田支所については売却価額を採用しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は国債や地方債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク対策課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持、向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については「管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これら金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.33%上昇したものと想定した場合には、経済価値が56,140千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	73,262,515	73,224,738	△ 37,776
有価証券	2,190,157		
満期保有目的の債券	499,967	507,990	8,022
その他有価証券	1,690,190	1,690,190	—
貸出金	12,517,334		
貸倒引当金	91,613		
貸倒引当金控除後	12,425,720	12,414,987	△ 10,733
資産計	87,878,393	87,837,905	△ 40,487
貯金	89,429,527	89,417,074	△ 12,453
負債計	89,429,527	89,417,074	△ 12,453

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,944,375

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	73,262,515					
有価証券						
満期保有目的の債券						500,000
その他有価証券のうち 満期があるもの						2,100,000
貸出金（※1・2）	2,024,697	1,069,518	944,644	758,800	697,161	6,989,444
合計	75,287,212	1,069,518	944,644	758,800	697,161	9,589,444

(※1) 貸出金のうち、当座貸越105,251千円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等33,067千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	87,221,786	1,082,146	802,415	141,829	153,335	28,013

(※1) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	399,967	409,190	9,222
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	100,000	98,800	△ 1,200
合計	499,967	507,990	8,022

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	1,690,190	2,083,032	△ 392,842

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,272,173 千円
勤務費用	71,470 千円
利息費用	△ 2,035 千円
数理計算上の差異の発生額	1,285 千円
退職給付の支払額	△ 145,358 千円
期末における退職給付債務	1,197,535 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,272,312 千円
期待運用収益	12,534 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 3,944 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	35,358 千円
特定退職金共済制度への拠出金	28,827 千円
退職給付の支払額	△ 137,605 千円
期末における年金資産	1,207,483 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,197,535 千円
確定給付型企业年金制度	△ 818,500 千円
特定退職金共済制度	△ 388,982 千円
未積立退職給付債務	△ 9,947 千円
貸借対照表計上額純額	△ 9,947 千円
前払年金費用	△ 9,947 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	71,470 千円
利息費用	△ 2,035 千円
期待運用収益	△ 12,534 千円
数理計算上の差異の費用処理額	5,229 千円
合計	62,130 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

(確定給付型企業年金制度)

一般勘定 100.00 %

(特定退職金共済制度)

債券 64.00 %

年金保険投資 28.00 %

現金及び預金 3.00 %

その他 5.00 %

合計 100.00 %

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 Δ 0.16 %

長期期待運用収益率 0.99 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,861千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は165,240千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額 108,660 千円

減損損失 94,720 千円

減価償却限度超過額(減損) 59,804 千円

貸倒損失否認 27,594 千円

個別貸倒引当金限度超過額 16,404 千円

賞与引当金 9,324 千円

未払事業税・地方特別法人税 4,525 千円

固定資産(有姿除却) 3,662 千円

監査費用損金不算入 2,516 千円

その他 2,118 千円

繰延税金資産小計 329,331 千円

評価性引当額 Δ 260,908 千円

繰延税金資産合計 68,422 千円

繰延税金負債

全農合併みなし配当否認 Δ 10,848 千円

前払年金費用 Δ 2,751 千円

繰延税金負債合計 Δ 13,600 千円

繰延税金資産の純額 54,822 千円

②法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66%

(調整)

交際費等永久に損金算入されない項目 1.05%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 Δ 3.40%

住民税等均等割額 1.37%

評価性引当額の増減 Δ 10.06%

修正申告等による影響額 Δ 0.17%

その他 0.04%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.49%

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)					
①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料					
1年以内	653 千円	1年超	939 千円	合計	1,593 千円
(貸手側)					
①リース投資資産の内訳					
リース料債権部分			6,813 千円		
受取利息相当額			△ 1,744 千円		
合計			5,068 千円		

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は営農センター・Aコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	令和4年度	令和5年度
1. 当期末処分剰余金	248,101,780	302,601,929
2. 剰余金処分額合計	171,231,200	193,358,997
(1) 利益準備金	39,000,000	43,000,000
(2) 出資配当金	12,231,200	20,359,000
(3) 任意積立金	120,000,000	129,999,997
経営基盤強化積立金	100,000,000	50,000,000
地域農業振興強化積立金	20,000,000	79,999,997
3. 次期繰越剰余金	76,870,580	109,242,932

5. 部門別損益計算書

令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位:千円)

区 分		合 計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通管理費等
事業収益	①	5,708,512	504,813	627,415	2,691,771	1,807,240	77,271	
事業費用	②	3,545,031	32,504	43,143	2,126,671	1,270,783	71,928	
事業総利益	③=①-②	2,163,481	472,309	584,272	565,099	536,456	5,343	
事業管理費	④	1,969,552	391,668	370,713	592,152	511,035	103,982	
(うち 減価償却費)	⑤	(72,712)	(7,748)	(5,751)	(36,017)	(21,415)	(1,780)	
(うち 人件費)	⑤'	(1,435,772)	(266,040)	(312,297)	(409,885)	(356,514)	(91,034)	
※うち共通管理費	⑥		91,745	81,588	117,707	99,610	12,985	△ 403,636
(うち減価償却費)	⑦		(4,311)	(3,834)	(5,531)	(4,681)	(610)	(△ 18,969)
(うち人件費)	⑦'		(53,939)	(47,968)	(69,203)	(58,563)	(7,634)	(△ 237,308)
事業利益	⑧=③-④	193,929	80,641	213,558	△ 27,052	25,421	△ 98,638	
事業外収益	⑨	179,393	30,357	26,868	48,489	69,401	4,276	
※うち共通分	⑩		30,213	26,868	38,762	32,803	4,276	△ 132,924
事業外費用	⑪	44,014	9,868	8,924	13,344	10,514	1,362	
※うち共通分	⑫		9,628	8,562	12,353	10,454	1,362	△ 42,362
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	329,308	101,130	231,502	8,092	84,308	△ 95,725	
特別利益	⑭	1,306	-	-	1,306	-	-	
※うち共通分	⑮		-	-	-	-	-	
特別損失	⑯	75,710	14,601	13,487	20,463	25,100	2,057	
※うち共通分	⑰		14,533	12,924	18,646	15,779	2,057	△ 63,942
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	254,905	86,529	218,014	△ 11,064	59,208	△ 97,782	
営農指導事業分配賦額	⑲		22,922	25,459	25,024	24,375	△ 97,782	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	254,905	63,606	192,555	△ 36,089	34,832		

※ ①、②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分を記載しています。

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	22.73	20.21	29.16	24.68	3.22	100.0
営農指導事業	23.44	26.04	25.59	24.93		100.0

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通資産
事業別の総資産	96,293,727	88,780,866	281,868	752,036	426,919	164,675	5,887,362
総資産(共通資産配賦後)	96,293,727	90,119,063	1,471,704	2,468,791	1,879,920	354,248	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月31日

甘楽富岡農業協同組合

代表理事組合長

浅 木 一 博

7. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
事業総利益	2,355	2,241	2,257	2,139	2,163
信用事業収益	522	503	533	467	472
共済事業収益	663	646	641	605	584
購買事業収益	742	618	581	604	636
販売事業収益	188	223	267	260	270
その他の収益	238	249	233	201	199
経常利益	164	226	320	263	329
当期剰余金	82	△ 21	219	192	212
出 資 金 (出資口数)	1,229 (1,229,794)	1,209 (1,209,022)	1,321 (1,321,173)	1,471 (1,471,129)	1,557 (1,557,176)
純 資 産 額	4,433	4,287	4,571	4,708	4,918
総 資 産 額	97,262	96,883	97,491	94,788	96,293
貯 金 残 高	90,634	90,402	90,569	88,148	89,429
貸 出 金 残 高	11,531	12,173	11,795	11,735	12,517
有 価 証 券 残 高	299	2,196	2,155	2,059	2,190
剰余金配当金額	11	-	11	12	20
・出資配当の額	11	-	11	12	20
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	245	239	220	209	197
単体自己資本比率 (%)	11.13	10.89	11.73	12.75	13.27

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 純資産とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
 4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	4 年度	5 年度	増 減	
収 支 差 額	資金運用収支差額	449	420	△ 29
	役務取引等収支差額	9	30	21
	その他事業収支差額	9	21	12
	信用事業収支差額計	467	472	4
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	458 (0.52)	451 (0.52)	△ 7 (0.00)	
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,124 (2.09)	2,118 (2.10)	△ 6 (0.01)	
事業純益	115	148		
実質事業純益	115	148		
コア事業純益	115	148		
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	115	148		

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	4 年度			5 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	87,724	427	0.496	87,272	428	0.492
うち預金	73,429	285	0.388	72,485	285	0.387
うち有価証券	2,347	13	0.563	2,158	14	0.605
うち貸出金	11,947	129	1.144	12,217	128	1.118
資金調達勘定	89,418	11	0.014	88,645	11	0.014
うち貯金・定積	89,214	11	0.013	89,390	11	0.013
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	204	0	0.089	80	0	0.085
総資金利ざや	—		0.154	—		0.139

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	4 年度増減額	5 年度増減額
受 取 利 息	△ 46	0
預 金	△ 43	0
有価証券	0	1
貸 出 金	△ 3	△ 1
支 払 利 息	1	0
貯 金	1	0
譲渡性貯金	-	-
借 入 金	0	△ 0
差 引	△ 47	0

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	4 年度		5 年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流動性貯金	48,104	53.9	49,739	56.2	1,635
定期性貯金	41,101	46.0	38,609	43.6	△ 2,491
その他の貯金	22	0.0	54	0.0	31
計	89,228	100.0	88,403	100.0	△ 824
譲渡性貯金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	89,228	100.0	88,403	100.0	△ 824

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	4 年度		5 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	37,702	100.0	37,937	100.0	234
固定金利定期	37,634	99.8	37,872	99.8	237
変動金利定期	67	0.2	65	0.2	△ 2

(注) 1. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
手形貸付金	—	—	—
証書貸付金	11,306	11,584	277
当座貸越	108	100	△ 7
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	535	535	0
合 計	11,949	12,220	270

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	4 年度		5 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	5,547	46.4	5,539	45.3	△ 8
変動金利貸出	6,254	52.3	6,542	53.5	287
そ の 他	147	1.2	138	1.1	△ 8
合 計	11,949	100.0	12,220	100.0	270

(注) 1. 固定金利貸出 … 貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出 … 貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

3. その他 … 当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	4 年度	5 年度	増 減
貯金・定期積金等	191	183	△ 7
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	661	544	△ 116
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	852	728	△ 123
農業信用基金協会保証	4,894	5,235	341
そ の 他 保 証	1,522	1,886	364
計	6,416	7,121	704
信 用	4,466	4,667	201
合 計	11,735	12,517	781

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	4 年度	5 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	4 年度		5 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	10,607	90.4	11,319	90.5	712
運 転 資 金	1,128	9.6	1,198	9.5	69
合 計	11,735	100.0	12,517	100.0	781

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	4 年度		5 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	1,474	12.6	1,508	12.0	34
林 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	1,057	9.0	1,134	9.0	76
鉱 業	24	0.2	23	0.1	△ 1
建設業・不動産業	750	6.3	761	6.0	11
電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.4	54	0.4	△ 2
運 輸 ・ 通 信 業	56	0.4	72	0.5	16
金 融 ・ 保 険 業	619	5.3	618	4.9	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,141	9.7	1,173	9.3	32
地 方 公 共 団 体	2,589	22.0	2,753	21.9	163
そ の 他	3,962	33.8	4,415	35.2	452
う ち 個 人	3,212	27.3	3,534	28.2	321
う ち 法 人	749	6.3	880	7.0	131
合 計	11,735	100.0	12,517	100.0	781

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
農 業	904	869	△ 35
穀 作	5	17	12
野 菜 ・ 園 芸	402	359	△ 43
果 樹 ・ 樹 園 農 業	12	10	△ 2
工 芸 作 物	15	31	16
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	226	274	48
養 鶏 ・ 養 卵	4	3	△ 1
養 蚕	0	0	△ 0
そ の 他 農 業	232	173	△ 59
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	904	869	△ 35

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業生産法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記⑥の業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社が含まれています。

2) 資金類型別

< 貸 出 金 >

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
プロパー資金	556	642	86
農業制度資金	348	227	△ 121
農業近代化資金	175	165	△ 10
その他制度資金	172	61	△ 111
合 計	904	869	△ 35

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

< 受託貸付金 >

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	141,559	32,244	3,547		35,791
	5年度	105,289	18,860	1,801		20,661
危険債権	4年度	27,529	5,799	1,619		7,419
	5年度	32,502	12,148	1,694		13,843
要管理債権	4年度	0				
	5年度	0				
三月以上延滞債権	4年度	0				
	5年度	0				
貸出条件緩和債権	4年度	0				
	5年度	0				
小計	4年度	169,089	38,044	5,167		43,211
	5年度	137,792	31,009	3,496		34,505
正常債権	4年度	11,586,372				
	5年度	12,400,371				
合計	4年度	11,755,461				
	5年度	12,538,163				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	4 年 度				5 年 度					
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0		0	0	0	0		0	0
個別貸倒引当金	127	107	0	127	127	114	98	0	114	98
合 計	128	108	0	128	128	115	99	0	115	98

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。

決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

種 類	4 年 度	5 年 度
貸出金償却	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		4 年 度		5 年 度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	24	114	23	112
	金 額	14,687	22,672	13,487	23,784
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
雑 為 替	件 数	3	2	3	2
	金 額	789	916	716	804
合 計	件 数	27	116	26	114
	金 額	15,476	23,588	14,203	24,589

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
国 債	2,047	1,758	△ 288
地 方 債	299	399	100
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
特 別 法 人 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-
合 計	2,347	2,158	△ 188

② 商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

【令和4年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	1,759	-	1,759
地 方 債	-	-	-	299	-	-	-	299
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-	-	-	0	1,759	-	2,059

【令和5年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	1,690	-	1,690
地 方 債	-	-	-	299	200	-	-	499
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-	-	-	200	-	-	2,190

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	4 年 度			5 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	299	309	9	499	507	8
そ の 他	2,082	1,759	△ 323	2,083	1,690	△ 392
合 計	2,381	2,068	△ 313	2,582	2,197	△ 384

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	4 年 度			5 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 開示の対象となる取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

開示の対象となる取引はありません。

② 残高有り投資信託口座数

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	4 年 度				5 年 度				
	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	
生 命 系	終 身 共 済	567	3,806	14,410	91,919	571	3,686	14,315	86,312
	定 期 生 命 共 済	77	753	311	3,115	141	1,787	422	4,600
	養 老 生 命 共 済	171	495	5,190	20,059	176	549	4,617	17,190
	こ ども 共 済	137	286	2,953	6,125	153	376	2,914	6,130
	医 療 共 済	1,437	12	9,185	1,074	1,337	54	9,152	944
	が ん 共 済	93	-	2,317	244	77	-	2,293	229
	定 期 医 療 共 済	-	-	205	123	-	-	188	114
	介 護 共 済	138	348	1,790	4,469	246	754	1,976	5,081
	認 知 症 共 済	49		48		40		87	
	生 活 障 害 共 済	74		444		122		522	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	225		749		302		995	
	年 金 共 済	224	-	7,158	150	255	-	7,083	125
	建 物 更 生 共 済	1,799	21,629	11,275	123,279	1,547	16,398	11,267	122,881
合 計	4,854	27,045	53,082	244,436	4,814	23,231	52,917	237,480	

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。
2. JA共済は、農業協同組合法に基づきJAとJA全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当JAが負う共済責任につきましては、JA全共連はすべての共済責任を負うこととなっています。（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	4 年 度				5 年 度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高
医 療 共 済		0		36		0		28
	1,437	196	9,185	457	1,337	185	9,152	673
が ん 共 済	93	0	2,317	13	77	0	2,293	13
定 期 医 療 共 済	-	-	205	1	-	-	188	0
合 計		0	2,522	50	77	0	2,481	42
	1,530	196	11,707	457	1,414	185	11,633	673

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合には、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	4 年 度				5 年 度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高
介 護 共 済	138	396	1,790	5,860	246	970	1,976	6,581
認 知 症 共 済	49	132	48	122	40	111	87	232
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	58	427	305	2,056	80	555	355	2,324
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	16	17	139	144	42	47	167	176
特 定 重 度 疾 病 共 済	225	378	749	1,246	302	534	995	1,601
合 計	486	1,352	3,031	9,429	710	2,219	3,580	10,917

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	4 年 度				5 年 度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高	件 数	新 契 約 高	件 数	保 有 契 約 高
年 金 開 始 前	224	120	5,487	3,467	225	176	5,407	3,344
年 金 開 始 後			1,671	803			1,676	820
合 計	224	120	7,158	4,270	225	176	7,083	4,164

(注) 金額は年金金額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	4 年 度			5 年 度		
	件 数	保 障 金 額	掛 金	件 数	保 障 金 額	掛 金
火 災 共 済	1,787	16,734	16	1,820	17,271	17
自 動 車 共 済	16,894		667	16,664		664
傷 害 共 済	6,650	43,022	15	7,385	47,006	14
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済	383		0	333		0
自 賠 責 共 済	5,490		104	5,439		92
計	31,204		805	31,641		789

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障または火災保障を伴わない共済金額欄は斜線。）を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

買取購買品

(単位：千円)

種 類		取 扱 高	
		4 年 度	5 年 度
生 産 資 材	肥 料	258,872	245,208
	農 薬	293,938	295,485
	飼 料	556,149	540,411
	資 材	444,782	438,862
	農 業 機 械	213,383	297,268
	種 苗	261,923	230,719
	自 動 車 (除 く 二 輪)	285,222	345,845
	そ の 他	48,005	51,932
	小 計	2,362,278	2,445,734
生 活 物 資	食 品		
	米	760	693
	一 般 食 品	40,211	40,671
	耐 久 消 費 財	42,327	40,572
	日 用 保 健 雑 貨	8,126	12,370
	家 庭 燃 料 (L P G)	184,994	166,413
	施 設	405,476	505,759
	冠 婚	20,845	48,151
	典 礼	421,524	442,104
小 計	1,124,267	1,256,737	
合 計	3,486,546	3,702,471	

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業品目別取扱実績

受託販売品

(単位：千円)

種 類	4 年 度		5 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	11,522	300	11,472	366
麦	9,139	136	7,498	247
野 菜	1,975,684	58,198	1,967,312	57,314
果 実	498,011	14,942	525,969	15,781
花 卉 ・ 花 木	375,923	11,280	374,134	11,225
畜 産 物	1,005,160	13,591	956,744	12,846
林 産 物	769,982	20,336	718,760	18,435
そ の 他	731,174	33,166	586,582	27,836
直 販	1,142,779	257,275	1,106,535	262,676
計	6,519,379	409,224	6,255,010	406,730

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収益	保 管 料	693	555
費用	保 管 雑 費	-	-
	差 引	693	555

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収益	荒 粉	7,763	
費用	荒 粉	5,210	383
	差 引	2,553	△ 383

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収	ニ ラ	16,829	19,217
	野菜パッケージ	59,106	64,408
益	飼 育 所	10,505	14,228
	椎 茸	55,768	56,849
	リース・その他	9,397	9,991
	計	151,607	164,694
費	ニ ラ	10,348	9,100
	野菜パッケージ	23,841	22,895
用	飼 育 所	7,765	7,958
	椎 茸	32,278	28,517
	リース・その他	6,562	5,629
	計	80,795	74,100
	差 引	70,812	90,593

(6) 宅地等供給事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収	宅地供給高	42,600	25,800
	宅地等賃貸料	69,411	68,588
益	宅地等斡旋手数料	4,076	5,391
	宅地等供給雑収入	155	42
	計	116,243	99,822
費	宅地受入高	24,748	20,500
	宅地等賃借料	26,596	26,596
用	宅地等供給費	402	77
	宅地等供給雑費	260	47
	計	52,008	47,221
	差 引	64,235	52,600

(7) 福祉事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収	レンタル料	248	210
	高齢者生活支援事業収益	894	795
益	福祉雑収入	-	-
	計	1,143	1,006
費	福祉労務費	167	127
	福祉雑費	226	204
	計	394	331
	差 引	748	674

(8) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収	訪問介護収益	21,602	18,177
	訪問入浴介護収益	6,055	-
益	通所介護収益	30,739	33,987
	福祉用具貸与事業収益	7,961	7,937
	居宅介護支援収益	20,515	19,819
	福祉用具販売収益	183	580
	その他介護事業収益	254	424
	計	87,312	80,926
費	介護労務費	22,813	21,868
	介護消耗備品費	1,253	1,282
用	介護受入高	147	504
	介護雑費	7,380	6,971
	計	31,596	30,627
	差 引	55,715	50,298

(9) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		4 年 度	5 年 度
収	指導事業補助金	51,457	58,362
	指導収入(人工授精)	6,447	5,303
	指導収入(生活)	1,301	1,301
	教育基金	-	-
	実費収入	12,260	12,304
	計	71,465	77,271
支	農産振興費	38,827	39,359
	畜産振興費	11,230	18,374
	人工授精費用	3,071	2,816
	家畜防疫費用	47	48
	養蚕振興費	14	17
	組織活動費	3,389	3,816
	教育広報費	5,235	4,710
	教育基金	620	657
	生活改善費	1,830	2,128
	計	64,267	71,928
	差 引	7,198	5,343

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%、ポイント)

項目	4 年度	5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.30	0.34	0.04
資本経常利益率	5.51	6.84	1.33
総資産当期純利益率	0.25	0.22	△ 0.03
資本当期純利益率	4.60	4.42	△ 0.18

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

項目		4 年度	5 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.31	14.00	0.69
	期中平均	13.39	13.82	0.43
貯 証 率	期 末	2.34	2.45	0.11
	期中平均	2.63	2.44	△ 0.19

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	4年度末		5年度末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,479,237		4,758,554	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,471,129		1,557,176	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	3,075,914		3,279,415	
うち、外部流出予定額 (△)	11,075		13,519	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56,731		△ 64,517	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	205		137	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	205		137	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,332		34,487	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,548,775		4,793,179	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,849	-	2,933	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,849	-	2,933	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	139	-	7,195	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,988		10,129	

(単位：千円,%)

項 目	4年度末		5年度末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	4,545,786		4,783,049	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,806,185		32,169,282	
資産 (オン・バランス) 項目	31,806,185		32,169,282	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	770,360		766,387	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	770,360		766,387	
オフ・バランス項目	-		-	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,846,715		3,856,744	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,652,901		36,026,026	
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.75%		13.27%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便方法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	316,410	-	-	342,377	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,084,971	-	-	2,085,741	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,876,448	-	-	3,252,652	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	72,708,833	14,541,766	581,671	73,263,186	14,652,637	586,105
法人等向け	803,162	803,162	32,126	909,467	909,467	36,379
中小企業等向け及び個人向け	905,854	679,391	27,176	864,619	648,464	25,939
抵当権付住宅ローン	972,012	340,204	13,608	1,089,977	381,491	15,260
不動産取得等事業向け	285,648	285,648	11,426	204,954	204,954	8,198
三月以上延滞等	15,725	13,964	559	14,716	11,252	450
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等保証付	4,896,152	489,615	19,585	5,237,666	523,766	20,951
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	531,185	531,185	21,247	531,185	531,185	21,247
（うち出資等のエクスポージャー）	531,185	531,185	21,247	531,185	531,185	21,247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	7,919,302	13,855,225	554,209	8,054,948	13,991,036	559,641
（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー）	3,957,282	9,893,205	395,728	3,957,391	9,893,478	395,739
（うち特定項目のうち調整項目に参入 されない部分に係るエクスポー ジャー）	-	-	-	-	-	-
（うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち株主総会等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,962,020	3,962,020	158,481	4,097,557	4,097,557	163,902
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	94,315,706	31,540,153	1,837,063	95,851,493	31,854,256	1,855,059
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	94,315,706	31,540,153	1,837,063	95,851,493	31,854,256	1,855,059
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	3,846,715	153,869	3,856,744	154,270		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%		
	35,652,901	1,426,116	36,026,026	1,441,041		

（注）

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
なお、令和元年度は上記に加え、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形も含まれています。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバルレーティング（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：千円）

項 目	令和4年度				令和5年度				
	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残 高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延 滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残 高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延 滞 エクスポ ージャー	
法人	農 業	291,747	291,747	-	-	200,412	200,412	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	16,566	16,566	-	-	10,567	10,567	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	73,252,925	544,092	-	-	73,807,387	544,201	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	41,538	41,538	-	-	80,321	80,321	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	5,601,863	3,216,562	2,385,301	-	6,164,521	3,578,060	2,586,461	-
	上記以外	30,000	30,000	-	10,287	34,379	34,379	-	9,271
	個 人	7,663,510	7,661,774	-	61,143	8,126,074	8,123,263	-	68,230
その他	7,532,187	-	-	-	7,526,336	-	-	-	
業種別残高計	94,430,340	11,802,281	2,385,301	71,430	95,950,001	12,571,206	2,586,461	77,502	
1年以下	73,510,052	801,219	-		74,192,894	929,708	-		
1年超3年以下	443,575	443,575	-		800,075	800,075	-		
3年超5年以下	1,043,317	1,043,317	-		668,202	668,202	-		
5年超7年以下	901,059	600,729	300,330		1,278,510	978,166	300,344		
7年超10年以下	1,628,287	1,628,287	2,084,971		1,387,300	1,186,925	200,375		
10年超	9,089,015	7,004,044	-		9,861,692	7,775,950	2,085,741		
期限の定めのないもの	7,815,034	281,108	-		7,761,325	232,177	-		
残存期間別残高計	94,430,340	11,802,281	2,385,301		95,950,001	12,571,206	2,586,461		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。
「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

項 目	令和4年度						令和5年度						
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	223	205		223	205		205	137		205	137		
個別貸倒引当金	136,428	114,634		136,428	114,634		114,634	98,507	142	11,491	98,507		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	6,654	696	-	6,654	696	-	696	628	-	696	628	-
	日本国政府・地方 公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	7,221	6,294	-	7,221	6,294	-	6,294	5,272	142	6,152	5,272	-	
個人	122,552	107,643	-	122,552	107,643	-	107,643	92,744	-	107,849	92,744	-	
業種別計	136,428	114,634	0	136,427	114,634	-	114,634	98,645	142	114,697	98,645	-	

(注) 1. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項 目	令和4年度			令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスクウェイト0%	-	6,610,608	6,610,608	-	5,690,901	5,690,901
	リスクウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト10%	-	4,850,028	4,850,028	-	5,194,221	5,194,221
	リスクウェイト20%	-	72,708,833	72,708,833	-	73,263,186	73,263,186
	リスクウェイト35%	-	148,045	148,045	-	364,713	364,713
	リスクウェイト50%	-	64,971	64,971	-	73,528	73,528
	リスクウェイト75%	-	738,692	738,692	-	703,487	703,487
	リスクウェイト100%	-	6,117,050	6,117,050	-	6,286,815	6,286,815
	リスクウェイト150%	-	5,188	5,188	-	3,821	3,821
	リスクウェイト250%	-	3,957,282	3,957,282	-	3,957,391	3,957,391
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	95,200,700	95,200,700	-	95,538,067	95,538,067	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。
また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1,638	26,706	1,097	24,095
抵当権付住宅ローン	-	819,454	-	712,042
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外	14,222	203,024	15,069	195,284
合 計	15,860	1,049,185	16,167	931,422

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを1) 系統及び系統外出資、2) 子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

- 1) 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。
- 2) 子会社及び関連会社については、当JAには該当するものではありません。

なお、これらの出資等の評価等については、1) 系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	3,944,375	3,944,375	3,944,375	3,944,375
合 計	3,944,375	3,944,375	3,944,375	3,944,375

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	323,227	-	392,842

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、常勤役員会（リスク管理委員会）のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

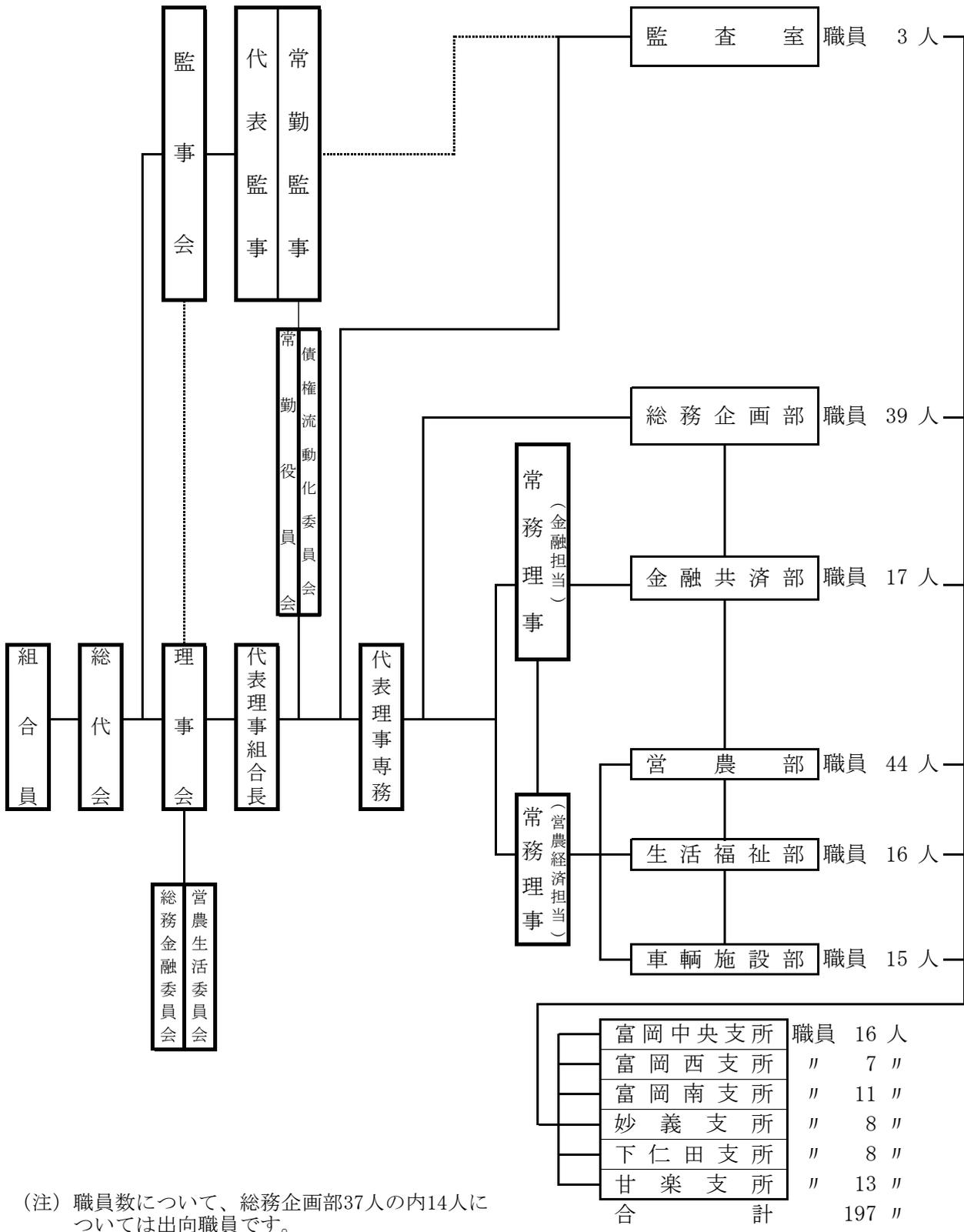
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	200	166	96	78
2	下方パラレルシフト	0	0	0	2
3	スティープ化	310	309		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	141	121		
7	最大値	310	309		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,783		4,545	

【JAの概要】

1. 組合の機構

[令和6年2月29日現在]



(注) 職員数について、総務企画部37人の内14人については出向職員です。

2. 役員一覧

(令和6年2月29日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	就任年月日	任期満了年月日	摘要
代表理事組合長	茂木 一博	常勤	有	令和4年5月28日	令和7年通常総代会開催日	実務精通者
代表理事専務	吉田 正一	〃	〃	〃	〃	実務精通者
常務理事	田島 成久	〃	無	〃	〃	金融担当
常務理事	由田 幸好	〃	〃	〃	〃	営農経済担当
理事	野口 勝己	非常勤	〃	〃	〃	総務金融
〃	神宮 守久	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	神宮 博	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	松本 勲	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	佐藤 勝	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	高橋 敏治	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	佐々木 茂	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	今井 善圓	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	庭屋 厚司	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	齋藤 昇久	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	石井 清	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	田村 尚志	〃	〃	〃	〃	総務金融
〃	田中 敏男	〃	〃	〃	〃	営農生活
〃	大河原 良子	〃	〃	〃	〃	営農生活 女性理事
〃	清水 玲子	〃	〃	〃	〃	総務金融 女性理事
代表監事	松井 博明	〃		〃	〃	
常勤監事	湯浅 健一	常勤		〃	〃	
員外監事	山口 憲作	非常勤		〃	〃	
監事	大岡 康信	〃		〃	〃	
〃	横尾 鈴子	〃		〃	〃	
〃	石井 邦宏	〃		〃	〃	
〃	竹内 芳則	〃		〃	〃	

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年6月1日現在） 東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		4年度	5年度	増減
正組合員	個人	4,527	4,377	△ 150
	法人			
	農事組合法人	1	1	0
	その他の法人	16	17	1
計		4,544	4,395	△ 149
准組合員	個人	6,936	6,936	0
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	-	-	-
	その他の団体	47	63	16
	計	6,983	6,999	16
合計		11,527	11,394	△ 133

5. 組合員組織

組 織 名	構成員数
農 事 支 部	4,044 戸
J A 青 年 組 織 協 議 会	138 人
J A 女 性 会	131 人
こ ん に や く 生 産 部	60 人
養 蚕 部	13 人
椎 茸 生 産 部	66 人
菌 床 き の こ 生 産 部	8 人
下 仁 田 ね ぎ 生 産 部	208 人
に ら 生 産 部	65 人
玉 葱 生 産 部	68 人
露 地 な す 生 産 部	176 人
キ ウ イ フ ル ー ツ 専 門 部 会	100 人
花 卉 生 産 部	36 人
施 設 園 芸 部 会	37 人
苺 生 産 部	31 人
小 葱 生 産 部	6 人
い ん げ ん 生 産 部	15 人
野 沢 菜 生 産 部	5 人
タ ラ の 芽 生 産 部	16 人
有 機 農 産 物 生 産 部	25 人
梅 生 産 部	22 人
直 販 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	605 人
酪 農 部	4 人
養 豚 部	8 人
和 牛 繁 殖 部	20 人
J A 青 色 申 告 友 の 会	572 人
農 業 者 労 災 保 険 加 入 組 合	71 人
年 金 友 の 会	5,612 人
賃 貸 施 設 オ ー ナ ー 会	38 人

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 地区一覧

この組合の地区は、甘楽郡及び富岡市の区域とします。
(行政区 = 富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町)

8. 店舗一覧

(令和6年6月1日 現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本 所	富岡市富岡2, 638番地 1	0274-62-0001	0 台
富岡中央支所	富岡市富岡2, 638番地 1	0274-64-2021	1
富岡西支所	富岡市一ノ宮甲1, 503番地	0274-64-2031	1
富岡南支所	富岡市中高瀬409番地	0274-64-2011	1
妙義支所	富岡市妙義町中里156番地1	0274-73-2314	0
下仁田支所	甘楽郡下仁田町大字下仁田383番地3	0274-82-4531	1
甘楽支所	甘楽郡甘楽町大字福島1, 760番地	0274-74-3326	1

9. 沿革・歩み

平成 6年 3月 1日	富岡市・甘楽郡内の6農協が合併し、甘楽富岡農業協同組合設立 (富岡市・妙義町・下仁田町・群馬南牧村・甘楽町・甘楽富岡蚕糸の6農協)
平成 6年 3月 10日	J Aグリーン下仁田オープン
平成 6年 3月 15日	オートパル新事務所移転
平成 6年 6月 15日	第1回 臨時総会
平成 6年 6月 24日	Aコープサンピア店改装オープン
平成 6年 9月 13日	第1回 臨時総代会
平成 6年 11月 7日	甘楽農機センター移転営業開始
平成 7年 4月 20日	第1回 通常総代会
平成 7年 4月 22日	J A甘楽富岡婦人部設立
平成 7年 5月 9日	平成6年度県共連優績組合表彰
平成 7年 5月 15日	平成6年度県信用事業優績組合表彰
平成 7年 5月 17日	平成6年度全共連優績組合表彰
平成 7年 6月 6日	鎗農会(役員OB会)設立
平成 7年 6月 13日	職員OB会設立
平成 7年 7月 1日	Aコープ下仁田店改装オープン
平成 7年 8月 31日	妙義支所(妙義町大字中里)・青倉支所・福島出張所 廃止
平成 7年 9月 1日	諸戸支所を妙義支所と名称変更
平成 7年 9月 1日	下仁田出張所オープン
平成 7年 9月 1日	妙義営農センター改装オープン
平成 7年 10月 2日	資材ポスシステム稼働(妙義営農センター・甘楽営農センター・みどりの店)
平成 8年 1月 31日	小幡出張所経済事業部門閉鎖
平成 8年 3月 1日	甘楽営農センターオープン(甘楽みどりの店)
平成 8年 4月 5日	ファミリー食彩館オープン
平成 8年 4月 23日	第2回 通常総代会
平成 8年 5月 10日	平成7年度県共連優績組合表彰
平成 8年 5月 13日	平成7年度県信用事業優績組合表彰
平成 8年 8月 1日	小幡出張所廃止
平成 9年 2月 1日	コイン精米機稼働(新屋)
平成 9年 3月 14日	ハピネス店移転新築オープン
平成 9年 3月 15日	アイス工房じぇら21オープン
平成 9年 4月 1日	店舗事業を県経済連へ経営委託
平成 9年 4月 7日	J A高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク設立
平成 9年 4月 23日	第3回 通常総代会
平成 9年 5月 14日	平成8年度県共連優績組合表彰
平成 9年 5月 19日	平成8年度優績L A表彰
平成 9年 5月 21日	平成8年度全共連優績組合表彰
平成 9年 5月 31日	磐戸支所(南牧村大字磐戸)廃止
平成 9年 6月 1日	磐戸支所(南牧村大字千原)新築設置
平成 9年 11月 15日	炭火焼肉かぶら苑オープン
平成 10年 1月 1日	妙義地区有線放送事業廃止
平成 10年 1月 31日	中央スタンド閉店
平成 10年 3月 28日	西部営農センターオープン(J Aグリーン下仁田改装)
平成 10年 4月 1日	店舗事業を(株)エコーブ群馬へ経営委託
平成 10年 4月 3日	食彩館もみじ平店オープン
平成 10年 4月 23日	第4回 通常総代会
平成 10年 5月 12日	平成9年度県共連優績組合表彰
平成 10年 5月 21日	平成9年度全共連優績組合表彰
平成 10年 5月 24日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田326)廃止
平成 10年 5月 24日	下仁田出張所廃止
平成 10年 5月 25日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田383-3)設置
平成 10年 5月 25日	平成9年度県信用事業優績組合表彰
平成 10年 5月 31日	シャトレーゼサンピア店閉店
平成 10年 6月 11日	平成9年度自賠責共済優績取次店表彰(県)
平成 10年 6月 11日	シャトレーゼ富岡店オープン
平成 10年 7月 6日	小坂支所新築設置
平成 10年 7月 17日	平成9年度県観光優良J A表彰
平成 10年 9月 30日	焼肉レストランしもにた苑オープン
平成 10年 10月 28日	インショップ事業開始

平成11年	4月21日	第5回 通常総代会
平成11年	4月30日	ふれあいサービス下仁田開所
平成11年	5月10日	平成10年度県共連優績組合表彰
平成11年	5月17日	平成10年度県信用事業優績組合表彰
平成11年	5月20日	平成10年度全共連優績組合表彰
平成11年	6月22日	平成10年度自賠責共済優績取次店表彰(県)
平成11年	7月12日	平成10年度県観光優良JA表彰
平成11年	8月31日	AコープM型店閉店
平成11年10月	4日	第2回 臨時総代会
平成11年11月	1日	介護保険 訪問介護・訪問入浴介護事業者指定取得
平成11年11月	4日	高瀬スタンド閉店
平成11年11月	4日	富岡南部スタンドオープン
平成11年11月	19日	県信用事業優良組合表彰
平成11年12月	1日	介護保険 指定居宅介護支援事業者・福祉用具貸与事業者指定取得
平成12年	2月15日	平成11年度農村地域金融優良事例農林水産大臣表彰
平成12年	3月9日	JAふれあいデイホーム開所(丹生)
平成12年	4月1日	介護保険サービス提供開始
平成12年	4月1日	野菜パッケージセンター開設
平成12年	4月1日	営農支援センター開設
平成12年	5月16日	平成11年度全共連優績組合表彰
平成12年	5月26日	平成11年度県信用事業優績組合表彰
平成12年	5月27日	第6回 通常総代会
平成12年	9月1日	特別養護老人ホーム「共生」開所
平成12年10月	31日	Aコープ富岡店・サンピア店閉店
平成12年12月	9日	Aコープ富岡店新築オープン((株)エーコープ群馬経営主体)
平成13年	3月9日	第30回日本農業賞「集団組織の部 大賞」表彰
平成13年	5月24日	平成12年度全共連優績組合表彰
平成13年	5月27日	第7回 通常総代会
平成13年	9月1日	花パッケージセンター開設
平成13年	9月10日	サンピア支所廃止
平成13年10月	30日	理事会参与制度設置
平成13年11月	8日	第3回 臨時総代会
平成13年12月	20日	富岡バイパススタンド閉店
平成13年12月	21日	富岡バイパスセルフスタンドオープン
平成14年	5月26日	第8回 通常総代会
平成14年	6月30日	ふれあいサービス下仁田開所
平成14年11月	28日	第4回 臨時総代会
平成15年	2月28日	小幡・妙義営農センターATMコーナー廃止
平成15年	5月31日	第9回 通常総代会
平成15年	9月16日	信用事業システム「ジャステム」稼働
平成15年12月	31日	黒岩・額部・下仁田給油所廃止
平成16年	2月13日	(社)ジェイエイバンク支援協会より劣後ローン借入
平成16年	2月29日	お茶加工事業業務廃止
平成16年	3月1日	経営管理・財務会計・固定資産・人事給与システム「コンパス-JA」稼働
平成16年	5月30日	第10回 通常総代会
平成16年	8月31日	蒟蒻練製品事業の撤退
平成16年	9月4日	JAセレモニーホール甘楽富岡開設
平成17年	1月20日	第5回 臨時総代会
平成17年	5月28日	第11回 通常総代会
平成17年	9月24日	支所統合整備(20支所から12支所へ統合)
		☆富岡・黒岩・小野・東富岡支所を統合し、富岡中央支所(富岡市富岡2,638番地1)とする。
		☆一ノ宮・丹生支所を統合し、富岡西支所(富岡市一ノ宮甲1,503番地)とする。
		☆額部・高瀬支所を統合し、富岡南支所(富岡市中高瀬409番地)とする。
		☆小坂・下仁田支所を統合し、下仁田支所(下仁田町大字下仁田383番地3)とする。
		☆なんもく支所・磐戸支所を統合し、なんもく支所(南牧村大字千原198番地21)とする。
		☆秋畑・甘楽支所を統合し、甘楽支所(甘楽町大字福島1,760番地)とする。

支所から営農部門分離に伴う営農センターの整備

☆富岡営農センター・富岡中央営農センター・西部営農センター・妙義営農センター・下仁田営農センター・甘楽営農センターの設置
尚、富岡中央営農センター・西部営農センターはサブセンターと位置づける。

平成17年10月17日	「焼肉レストランしもにた苑」業態変更により「そば処しもにた」オープン
平成17年12月28日	小坂直売所閉店
平成18年4月1日	高齢者介護予防事業所開所
平成18年4月30日	J A高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク解散
平成18年5月1日	高齢者生活支援事業業務開始
平成18年5月27日	第12回 通常総代会
平成18年8月31日	シャトレゼ富岡店閉店
平成18年9月23日	支所統合整備（12支所から11支所へ統合） ☆高田・妙義支所を統合し、妙義支所（富岡市妙義町中里156番地1）とする。
平成19年5月26日	第13回 通常総代会
平成19年9月6日	台風9号被害により下仁田農機具センター・典礼センター西出張所・西部LPGセンター西出張所業務停止 （平成19年9月22日以降、旧馬山支所を仮事務所とし、暫定的に業務再開）
平成19年9月22日	支所統合整備（11支所から8支所・1出張所へ統合） ☆吉田・馬山支所を統合し、かぶら支所（富岡市南蛇井493番地3）とする。 ☆甘楽・新屋支所を統合し、甘楽支所（甘楽町大字福島1,760番地）とする。 ☆西牧支所を西牧出張所へ業態変更する。
平成19年10月19日	旧富岡支所ATMコーナー廃止
平成19年11月5日	富岡西部営農センターを廃止し、富岡営農センターへ統合
平成19年12月12日	鏑農会（役員OB会）活動休止
平成19年12月14日	旧黒岩支所・旧丹生支所・旧小坂支所・旧秋畑支所・西牧出張所・なんもく支所ATMコーナー廃止
平成19年12月20日	旧Aコープ富岡店・旧富岡支所跡地を富岡市へ売却
平成20年2月28日	そば処しもにた閉店
平成20年3月1日	「炭火焼肉かぶら苑」をエーコープ関東へ経営移管
平成20年3月1日	甘楽富岡LPGセンターと西部LPGセンターを統合し、甘楽富岡LPガスセンター（富岡市上丹生8番地1へ移転）とする。
平成20年3月1日	典礼センター西出張所を廃止し、典礼センターへ統合
平成20年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者（平成20年4月1日～平成25年3月31日）
平成20年4月1日	J A農機県域一体化事業へ参加
平成20年4月16日	下仁田営農センター集出荷場竣工
平成20年5月31日	第14回 通常総代会
平成20年6月6日	公立富岡総合病院内共同設置自動化機器（CD）廃止
平成20年7月31日	小坂スタンドを廃止
平成20年9月30日	丹生スタンドを廃止
平成20年10月1日	燃料SS部門を全農ぐんま県本部へ経営移管
平成20年11月10日	ヴァンヴェール・J AセレモニーホールにAED（自動体外式除細動器）設置
平成21年5月23日	第15回 通常総代会
平成21年8月25日	旧南牧給油所売却に伴う地番整理によりなんもく支所住所変更 南牧村大字千原198番21 → 南牧村大字千原198番3 へ変更
平成21年8月31日	旧南牧給油所売却
平成21年10月15日	旧南牧蒟蒻乾燥場売却
平成22年1月23日	J Aセレモニーホール甘楽富岡「南館」開設 既存の施設の名称を「北館」とする。
平成22年3月12日	各支所（出張所含む）にAED（自動体外式除細動器）設置＜J A共済＞
平成22年5月29日	第16回 通常総代会
平成22年6月2日	旧尾沢出張所売却
平成22年7月9日	旧青倉製茶工場売却
平成22年11月1日	西部地区J A合併研究会合併準備室開所
平成22年12月24日	旧額部支所売却
平成23年5月28日	第17回 通常総代会
平成23年6月20日	西部地区J A合併推進協議会設立
平成24年1月31日	西部地区J A合併推進協議会解散
平成24年5月26日	第18回 通常総代会
平成24年9月25日	第6回 臨時総代会

平成24年11月12日	旧秋畑支所売却		
平成25年3月1日	旅行センター業務の(株)農協観光への事業移管		
平成25年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者(平成25年4月1日～平成30年3月31日)		
平成25年5月16日	J A 共済新契約優績表彰<生命共済の部>受賞		
平成25年5月25日	第19回 通常総代会		
平成26年2月1日	典礼センター遺体安置施設「西徳館」開業		
平成26年2月13日	(社)ジェイエイバンク支援協会へ劣後ローン返済		
平成26年2月14～15日	豪雪による農業被害	被害額	2,387,625 千円
	施設被害(時価額)	3,640棟	1,116,815 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より)	(富岡市	670,697 千円)
		(下仁田町	214,655 千円)
		(南牧村	3,211 千円)
		(甘楽町	228,252 千円)
	農作物被害		1,225,868 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より)	(富岡市	836,855 千円)
		(下仁田町	59,977 千円)
		(南牧村	16,243 千円)
		(甘楽町	312,793 千円)
	畜産被害		44,942 千円
	(当J A調べ)	(富岡市	28,830 千円)
		(下仁田町・南牧村	1,997 千円)
		(甘楽町	14,115 千円)
平成26年5月24日	第20回 通常総代会		
平成26年7月29日	甘楽ヴァンヴェール宴会業務停止		
平成27年1月28日	J A 建築設計事務所(一級建築士事務所)の業務廃止		
平成27年5月1日	クレジットカード決済導入(食彩館本店・典礼センター・オートパル)		
平成27年5月23日	第21回 通常総代会		
平成28年5月28日	第22回 通常総代会		
平成28年10月24日	食彩館プレミアムポイントカードの導入・利用開始		
平成29年4月24日	食彩館下仁田店閉店		
平成29年5月27日	第23回 通常総代会		
平成30年4月1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者(平成30年4月1日～令和5年3月31日)		
平成30年5月26日	第24回 通常総代会		
平成30年11月16日	食彩館本店リニューアルオープン		
平成31年2月28日	露地なす生産部平成30年度販売高8億円達成		
令和元年5月25日	第25回 通常総代会		
令和元年6月1日	会計監査人「みのり監査法人」の選任・契約		
令和元年8月29日	甘楽蒟蒻乾燥場売却		
令和元年10月12～13日	台風19号による農業被害		
令和元年12月28日	J A 共済地域貢献活動「少年野球教室」		
令和2年4月16日～5月14日	新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言(群馬県)		
令和2年5月30日	第26回 通常総代会		
令和2年9月1日	J A でんき事業開始		
令和2年10月31日	食彩館もみじ平店閉店		
令和2年12月20日	J A 共済地域貢献活動「少年野球教室」		
令和3年2月28日	かぶら支所・妙義支所ATM廃止		
令和3年3月1日	農畜産物販売手数料の改定		
令和3年5月16日～6月13日	新型コロナウイルス感染症にかかるまん延防止等重点措置適用(群馬県)		
令和3年5月29日	第27回 通常総代会		
令和3年11月26日	支所統合整備(8支所・1出張所から7支所へ統合)		
	かぶら支所・西牧出張所が富岡西支所・下仁田支所と統合		
令和3年12月19日	J A 共済地域貢献活動「少年野球教室」		
令和4年5月28日	第28回 通常総代会		
令和4年11月26日	支所統合整備(7支所から6支所へ統合)		
	なんもく支所が下仁田支所と統合		
令和4年11月7日	西部5J A 合併研究開始		

令和	4年	12月	31日	旧なんもく支所土地・建物売却
令和	5年	5月	30日	第29回 通常総代会
令和	5年	10月		西部5JA合併研究会休止
令和	6年	1月	16日	JA碓氷安中合併研究会設立
令和	6年	1月	31日	JAファーマーズ富岡店ATM廃止
令和	6年	3月		旧小坂支所土地・建物売却
令和	6年	3月		旧高田支所土地・建物売却
令和	6年	4月	1日	JA-S S全農ぐんま一体化事業開始
令和	6年	5月	30日	第30回 通常総代会



耕そう、大地と地域の未来。

